

奈良市第4次総合計画 前期基本計画（案）

（ 各 論 ）

平成22年7月

目 次

第1章 市民生活	1
1 地域コミュニティ、交流	1
2 男女共同参画	4
3 人権・平和	6
第2章 教育・歴史・文化	8
1 学校教育	8
2 青少年の健全育成	13
3 生涯学習	15
4 歴史、文化遺産（保護と継承）、文化財	18
5 文化振興	20
6 スポーツ振興	22
第3章 保健福祉	24
1 地域福祉	24
2 子育て	27
3 障がい者・児福祉	31
4 高齢者福祉	33
5 医療	35
6 保健	37
第4章 生活環境	40
1 危機管理と地域の安全、安心（防災・消防・防犯・交通安全）	40
2 自然環境（保護と継承）、環境保全	45
3 生活・環境衛生	47
4 廃棄物処理	50
第5章 都市基盤	53
1 土地利用	53
2 景観	55
3 交通体系	57
4 道路	59
5 市街地整備	61
6 公園・緑地	63
7 住環境	65
8 上水道	67
9 簡易水道	69
10 下水道	71
11 河川・水路	73
第6章 経済	75
1 観光	75
2 交流（国際交流）	77
3 農林業	79
4 商工・サービス	81
5 勤労者対策（労働環境）	83
6 消費生活	85
第7章 基本構想の推進	87
1 市政情報の発信・共有	87
2 市民参画・協働	89
3 情報化	91
4 行財政運営	93
5 広域行政	95

基本施策 1-01	関係する基本方向	関係する重点戦略
地域コミュニティ、 交流（地域間交流）	基本方向③ 基本方向⑤ 基本方向⑥	

●基本施策に含まれる施策

地域コミュニティ、交流（地域間交流）

基本施策 1-01

地域コミュニティの活性化

施策 1-01-01

市民交流の活性化

施策 1-01-02

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 少子高齢化の進行、生活のグローバル化と個別化、ライフスタイルの多様化等により、自治会加入率は、年々低下し、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が見られます。
- 地域課題に対し、従来の一律・画一的な行政サービスだけでは、多種多様なニーズに対応しきれない状況があります。
- 市民公益活動※の一つであるボランティア活動については、子どもの健全育成、学術・文化・芸術、環境保全など、福祉分野以外の活動も増加してきています。しかし、各団体の構成人数は高齢化とともに減少してきている傾向にあります。
- 国内友好姉妹都市との交流は、伝統行事への相互参加、物産展の開催等を通じた行政関係者による交流が中心となっています。

【課題】

- 「自分たちの地域は自分たちでつくる」という自治の意識を高めるために、自治会活動などの地域のコミュニティ活動を促進する必要があります。
- 地域の多様な主体が、連携してより効果的なまちづくりを進めるための新たな仕組みづくりの検討が必要です。
- 学生やサラリーマン、団塊の世代の退職者などを市民公益活動に誘導するような条件整備を行う中で、支援の方法についても検討していく必要があります。
- 国内の友好・姉妹都市との市民レベルでの交流を促進することが必要です。

用語解説

※ 市民公益活動：市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動。市民公益活動を行う団体には、自治会などの地域自治組織、NPO法人、ボランティア団体などがあります。

施策
1-01-01

地域コミュニティの活性化

●施策の目標

市民の価値観やライフスタイルの多様化、少子高齢化の進行、地域における連帯意識の希薄化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化する中、さまざまな地域課題に的確に対応していくために、地域のコミュニティを基本において、地域の連帯感や助け合いの意識を高め、市民・行政・事業者などが適切な役割分担のもと、市民が主役となったまちづくりの推進を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
地域内交流を実践している人の割合	%	28.6 (2008年度)	35.0 以上

●施策の展開方向

①地域活動の推進

- 地域のコミュニティ活動の基盤組織である自治会に対しては奈良市地区自治連合会などを通じて活性化を図ることにより、市民の地域コミュニティに対する意識向上や様々な活動への参加を促すきっかけづくりに努めます。
- 地域コミュニティ活動の拠点となる施設（地域ふれあい会館等）の整備に対する支援を行います。
- 地縁組織（自治会、老人会、婦人会、子ども会、PTA等）は、それぞれが地域で課題の解決に取り組み、成果を挙げていますが、単独での課題解決には限界がある場合もあります。これを解消し、より効果的な地域貢献となるように各主体の活動の連携を促進します。

●関係する市の条例・計画

- ◇奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 ◇奈良市地域ふれあい会館条例
 ◆奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

施策
1-01-02

市民交流の活性化

●施策の目標

あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく暮らすことのできるまちを目指します。また、国内友好・姉妹都市と、互いの資源を活かしながら文化、教育、産業など多方面にわたる交流を推進するとともに、市民レベルでの交流を促進し、市の活力を創出します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
ボランティア・NPO活動などへの市民の参加率	%	30 (2007年度)	40
奈良市ボランティアセンター利用者数	人	14,316 (2009年度)	16,000
国内友好・姉妹都市との交流事業数	事業	8 (2010年度)	12

●施策の展開方向

①ボランティア・NPO活動の活性化

- 協働によるまちづくりを推進するために、市民やボランティア・NPO、自治会などの市民公益活動*団体と行政との役割分担を構築し、市民の活動を支援します。
- 市民公益活動団体へ積極的に情報を提供するとともに、活動の主体となる人材の育成を図ります。
- 市民・市民公益活動団体・事業者・学校・行政が一体となり、協働型社会に向けた意識づくりや環境づくりに取り組みます。
- ボランティア活動の拠点施設として、市民の活動を支援するための奈良市ボランティアセンターの充実を図ります。

②都市間・地域間交流の推進

- 市民レベルでの友好・姉妹都市交流を促進します。
- 文化、教育、産業など幅広い分野での友好・姉妹都市交流を推進します。
- だれもが訪れたくなり、末永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現するため、「もてなしのまちづくり推進行動計画」を推進します。

●関係する市の条例・計画

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| ◇奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 | ◇奈良市もてなしのまちづくり条例 |
| ◆奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 | ◆奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画 |

用語解説

※ 市民公益活動：市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に
行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動

基本施策 1-02	関係する基本方向	関係する重点戦略
男女共同参画	基本方向④ 基本方向⑤	

●基本施策に含まれる施策

男女共同参画

基本施策 1-02

男女共同参画社会の実現

施策 1-02-01

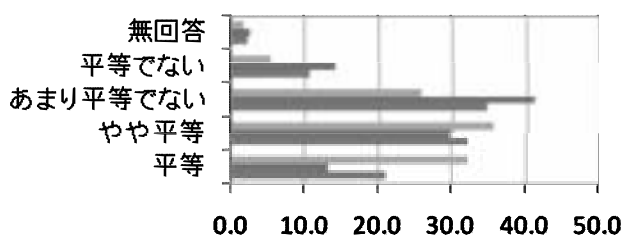
●施策をとりまく現状と課題

- 【現状】
- 当市では、合計特殊出生率が非常に低い状況にあります。また、女性が出産・育児を経て就業を継続し、その能力を十分に発揮できる状況にあるとは言い難く、その背景には、性別役割分担意識があると言えます。
 - 男性は、他府県に就業する率が高く、長時間労働によって生活を支え、家庭生活や地域生活に充てる時間が持ちにくい環境にあります。
- 【課題】
- 女性のエンパワーメントと企画・立案・方針の決定、実施の場への参画が必要です。
 - 仕事と家庭生活の両立を可能とする支援施策の充実が必要です。
 - 固定的な性別役割分担意識をなくす世論の浸透・醸成が必要です。
 - 職員研修の充実が必要です。

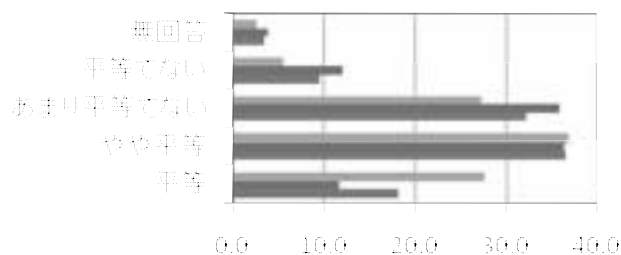
各分野での平等観（平成21年度実施男女共同参画社会に関する市民意識調査より）

(1)家庭生活での男女の平等感

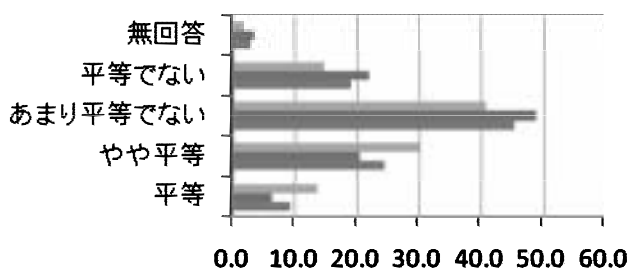
■ 男性(700人) ■ 女性(1020人) ■ 全体(1730人)



(2)自治会などの地域活動での男女の平等感



(3)就職・雇用での男女の平等感



施策

1-02-01

男女共同参画社会の実現

●施策の目標

男女が、社会の対等なパートナーとして、共に責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値		目標値
				2015年度
審議会・委員会などの女性委員の登用率	%	25.6	(2009年度)	28.0
管理職職員に占める女性管理職の割合	%	8.3	(2010年度)	10.0

●施策の展開方向

①あらゆる分野の政策・方針の決定・実施の場への男女共同参画の推進

- 政策・方針の決定・実施の場への男女共同参画を推進します。
- 登用に繋がる女性の人材育成と登用を促進します。
- 家庭・社会活動等への男女共同参画を推進し、確立します。
- 伝統文化、国際交流への男女共同参画を促進します。

②ワークライフバランスの推進

- 男女共同参画社会を目指す環境を整備します。
- 女性の自立・就業継続促進のための条件を整備します。
- 雇用における男女平等を確保します。
- 女性の職業能力の開発と職業教育の充実を推進します。

③人権の尊重と男女共同参画への意識改革

- 男女共同参画を目指す教育・学習を促進します。
- 人権の尊重と女性への暴力の廃絶を推進します。
- 女性の健康の増進と福祉の向上を図ります。
- 男女共同参画を目指す意識改革の促進・浸透を図ります。

④女性施策推進のための環境の整備・充実

- 庁内推進体制を整備・充実します。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市男女共同参画推進条例

◆奈良市男女共同参画計画

◆奈良市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画

基本施策 1-03	関係する基本方向	関係する重点戦略
人権・平和	基本方向④	

●基本施策に含まれる施策

人権・平和

基本施策 1-03

人権と平和の尊重

施策 1-03-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

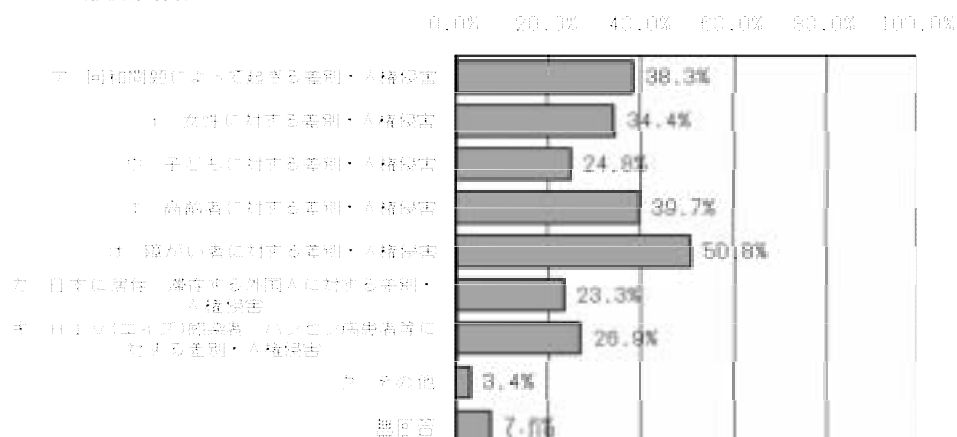
- 学校教育においては、「奈良市人権教育推進についての指針」及びその指導者用資料としての実践事例集等に基づき、すべての学校・園において子どもたち一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、自尊感情を高め、社会規範を育むことを目指した取組を進めています。
- 部落差別並びに子ども、高齢者、女性、障がい者及び外国人への差別はもとよりあらゆる人権侵害をなくすため、教育・啓発の取組を進めています。
- 「日本非核宣言自治体協議会」「平和市長会議」に加盟し、核廃絶と平和な社会を目指した取組を進めています。

【課題】

- 人権に関わる学習が知的理解に留まらず、豊かな人権感覚や実践的態度が培われる内容となるよう、指導方法の工夫・改善を更に図っていく必要があります。
- 差別のない明るくふれあいのある奈良市の実現のため、「奈良市人権文化のまちづくり条例」及び「奈良市人権文化推進計画」に基づき、啓発活動を更に進めていく必要があります。
- 平和な社会の実現のため、他の自治体とも連携を深めながら、市民参画による取組を更に進めていく必要があります。

【人権に関する市民意識調査（2008年10月実施）より】

人権が尊重されていない社会では、様々な差別や人権侵害が起こります。これらのうち、あなたはどの問題に関心がありますか。（複数回答）



施策

1-03-01

人権と平和の尊重

●施策の目標

市民一人ひとりが、あらゆる機会あらゆる場において人権に対する正しい知識を習得し、豊かな人権感覚を育み、人権を守り差別を許さないという意識を養い、行動できるように取り組んでいきます。

また、世界平和を目指して戦争や核兵器のない平和な社会の実現に取り組んでいきます。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
人権教育地区別研修会参加人数	人	1,194 (2009年度)	1,300
人権擁護啓発作品展応募者数	人	8,701 (2009年度)	9,000
平和映画劇場の来場者数	人	86 (2009年度)	300

●施策の展開方向

①人権教育の推進

- 指導者としての資質とともに実践的指導力の向上を図るため、教職員を対象に計画的・体系的な人権教育研修を実施します。
- 確かな人権意識の芽生えと情操豊かな幼児児童生徒を育成するため、人権学習教材を作成し活用を図ります。
- 地域における人権教育の推進を図るため、奈良市人権教育推進協議会との連携を強化し、地域活動としての人権学習を通して人権問題への認識を深めることにより、全市レベルでの市民意識の向上に努めます。

②人権啓発の推進

- 市民一人ひとりが、様々な人権問題を自分自身の課題とし、その解決に向けて努力できるよう、あらゆる場、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。
- 人権文化センターや関連施設、企業及び学校・園等との連携を深め、これまで取り組まれてきた啓発の成果を踏まえつつ、より効果的、効率的な事業手法を検討し、展開を図ります。

③人権問題の解決

- 部落差別並びに子ども、高齢者、女性、障がい者及び外国人への差別はもとより、あらゆる人権侵害をなくすため、人権擁護委員、関係機関、関係団体及び事業者などと連携し差別のないまちづくりを推進します。

④平和尊重思想の啓発

- 戦争体験・被爆体験を風化させず、平和な社会の実現と平和意識の高揚に努めます。

●関係する市の条例・計画

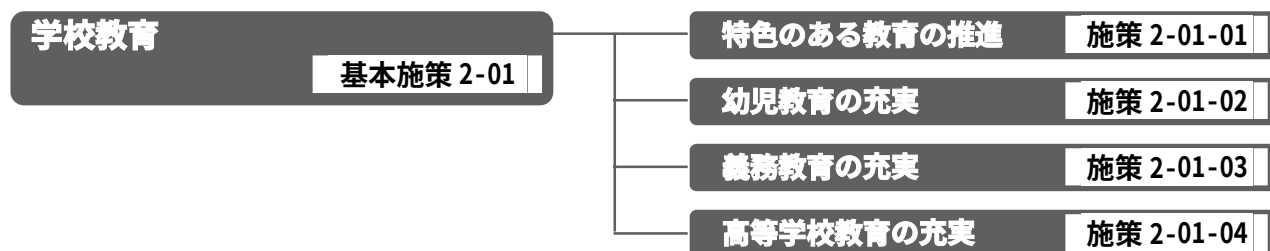
◇奈良市人権文化のまちづくり条例 ◇奈良市人権文化センター条例

◆奈良市人権文化推進計画 ◆奈良市人権教育推進についての指針 ◆奈良市教育ビジョン

◆奈良市市民参画及び協働のまちづくり推進計画 ◆奈良市文化振興計画

基本施策 2-01	関係する基本方向	関係する重点戦略
学校教育	基本方向④ 基本方向⑤	重点戦略1

●基本施策に含まれる施策



●施策をとりまく現状と課題

- | | |
|------|--|
| 【現状】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの教育改革の成果を引き継ぎ、新しい教育に対応するため「奈良市教育ビジョン」を策定しました。 ○ 平成21年度全国学力・学習状況調査の結果や全国体力・運動能力、運動習慣等調査から、本市の子どもたちの学力は全国及び県の平均を上回っているものの、学習意欲や体力、規範意識に課題があることが明らかになりました。 ○ 幼稚園では保育ニーズの多様化に対応した保育・子育て支援の充実が求められています。 ○ 特別支援学校や特別支援学級で学ぶ子どもたちに加え、小・中学校などの通常の学級にも特別な教育的支援を必要とする子どもたちが在籍しています。 ○ 今日的な教育課題に対応した資質を備えた教職員が求められています。 ○ 児童・生徒数が減少傾向にある中、学校規模に差が生じています。 ○ 学校施設の老朽化が進んでいます。 |
| 【課題】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 奈良市教育センターを中核的な施設として、教育課題の解決を図り、子どもたちの豊かな学びを保障する必要があります。 ○ 奈良らしい教育を創造し、確かな学力をつけるための教育研究や教職員研修を行う必要があります。 ○ 不登校などの不適応を抱える子どもたちへの適応指導や発達障害の子どもたちへの特別な支援を充実させる必要があります。 ○ 学校・家庭・地域・行政が、それぞれの機能や役割分担に基づいた信頼とパートナーシップに結ばれた、地域教育ネットワークづくりを推進する必要があります。 ○ 学校施設の計画的な耐震化と改修が必要です。 |

施策

2-01-01

特色のある教育の推進

●施策の目標

奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもの育成をめざした「奈良らしい教育の推進」と「地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進」を新たに掲げ、確かな学力と規律あるたくましい子どもをはぐくみます。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
中学校給食の実施校数	校	16（給食 5、弁当選択 11） （2010年度）	22
30人学級実施学年（小学校）	学年	3学年（2010年度）	6学年まで
小中一貫・小中連携教育実施校数	校	パイロット校 5 中学校（2010年度）	全市展開

●施策の展開方向

①教育内容の充実

- 学校教育を市民とともに考え、地域の教育力を生かした健全育成を推進します。
- 道徳教育、人権教育を充実します。
- 地域を愛する心を養い、持続可能な社会の担い手を育成する世界遺産学習を推進します。
- 情報教育を推進します。

②きめ細かな教育の推進

- 幼小連携・小中一貫教育を推進します。
- スクールサポート事業を充実します。
- 30人学級のより効果的な指導方法の継続的な研究と成果の共有化を図ります。

③教職員の研修の充実

- 教職員の資質・能力向上をめざした研修を充実します。
- ライフステージに応じた研修体系を構築します。
- 教職員の人事評価の効果的な運用を図ります。

④国際化社会を担う人材の育成

- 奈良から世界に発信する教育を推進します。
- ALT教員（外国語指導助手）を招聘した外国語教育を充実します。

⑤健康・体力づくりの推進

- 体力の向上と健康教育の推進を図ります。
- 定期健康診断の充実を図り、疾病の早期発見と予防を推進します。
- 学校給食を基盤とした、小学校低学年から継続した食育指導を推進します。
- 完全給食実施に向けた、中学校給食導入の検討を行います。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市小中一貫教育基本計画

◆奈良市教育ビジョン

施策

2-01-02

幼児教育の充実

●施策の目標

保育所や私立幼稚園、異校種との連携及び家庭・地域との連携した取組を通して、一層の幼児教育の充実を図り、人間形成の基礎となる豊かな心と社会性の育成を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
幼稚園園舎の耐震化進捗率	%	54.1 (2009年度)	90.0
規模の適正化を必要とする幼稚園	園	12 (2010年度)	0
奈良市私立幼稚園運営費補助金の助成対象	園	14 (2009年度)	15

●施策の展開方向

①幼稚園の充実と整備

- 小学校と連携を強化した教育の推進と「認定こども園」制度を導入します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園で使用するコア・カリキュラム（必要最小限の共通のカリキュラム）に基づいた、幼児教育の質の向上を図ります。
- 保育内容について、評価指標の設定と研究を行います。
- ホームページの充実を図ります。

②特別支援教育の充実

- 特別支援教育支援員の配置を拡充します。

③就園支援

- 私立幼稚園への支援により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- 入園を希望する3～5歳児に対し、幼児教育を受けられる機会を拡充します。
- 家庭の所得状況に応じ、入園料・保育料の減免措置を実施します。

④施設配置の適正化

- 効果的な教育が受けられるような施設配置の適正化を実施します。
- 園舎の耐震補強や、老朽化した施設の計画的な改修を行います。

●関係する市の条例・計画

- ◆奈良市学校規模適正化実施方針及び中学校区別実施計画（案）
- ◆奈良市小中一貫教育基本計画
- ◆奈良市教育ビジョン

施策
2-01-03

義務教育の充実

●施策の目標

国際文化観光都市、世界遺産のあるまちのなかで、子どもたち一人一人の個性と創造力を大きく伸ばし、人間尊重と社会連帯の精神をもととして、たくましく生きる力を育成します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
小・中学校の耐震化進捗率	%	51.0 (2009年度)	90.0
規模の適正化を必要とする小・中学校数	校	8 (2010年度)	0
特別支援教育相談件数	件	608 (2009年度)	700

●施策の展開方向

①教育相談の充実と整備

- 就学前等教育相談員を配置します。
- 奈良市教育センター教育相談室を充実します。(発達障害児の相談指導・発達検査等)
- 奈良市教育センター教育相談室を中心とした相談支援活動の充実と適応指導教室を継続して実施します。
- スクールカウンセラーの小学校への配置と増員を図ります。

②特別支援教育の充実

- 奈良市教育センターを核とした、通級指導教室をつなぐ特別支援体制を構築します。
- 特別支援教育連携協議会における、医療・福祉・労働などの他分野との連携を推進します。
- 通級指導教室の機能拡充と充実を図ります。
- 特別支援教育支援員の配置を拡充します。
- 特別支援学級に就学する保護者負担の軽減のため、特別支援教育就学奨励費を支給します。

③就学支援

- 経済的理由により就学困難と認められる保護者負担軽減のため、就学援助費を支給します。

④施設配置の適正化

- 小学校・中学校の規模適正化を実施します。

⑤施設・設備整備の促進

- 学校施設の計画的な耐震化と老朽化した校舎の改修を促進します。

●関係する市の条例・計画

- ◆奈良市学校規模適正化実施方針及び中学校区別実施計画（案）
- ◆奈良市小中一貫教育基本計画
- ◆奈良市教育ビジョン

施策
2-01-04

高等学校教育の充実

●施策の目標

時代の進運に即して豊かな知性と情操とを身につけ、健康で気力にあふれ、人間尊重の精神を基盤として積極的に努力する新時代の人間を育成します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
高等学校の耐震化進捗率	%	54.5 (2009年度)	90.0
一条高校生として自信を持って活動できた(生徒アンケート)	%	60 (2009年度)	80
全国高校総体出場種目数	部	6 (2009年度)	10

●施策の展開方向

①高等学校教育内容の充実

- 国際理解の精神に生きる視野の広い人間を育成します。
- 合理的に思考し、着実な実践に努め、人間を尊重して民主的な社会を育成する人間を育成します。
- 自主的に行動できるとともに、自分の行動に責任をもつ誠実な人間を育成します。
- 規律・秩序・礼儀を重んじ、社会性と、品位のある人間を育成します。
- たくましい体力と旺盛な気力を備え、信念をもってねばり強く努力する人間を育成します。

②高等学校施設の整備

- 耐震補強や老朽化した校舎の計画的な改修を行います。
- 特色のある教育の創造のための設備や機器の充実を図ります。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市教育ビジョン

基本施策 2-02	関係する基本方向	関係する重点戦略
青少年の健全育成	基本方向④ 基本方向⑤ 基本方向⑥	重点戦略1

●基本施策に含まれる施策



●施策をとりまく現状と課題	
【現状】	○ 近年、保護者が子育てに不安を感じたり、基本的なしつけがおろそかになり、生きる為の基礎的な習慣や能力が低下している傾向にあります。 ○ 少子化や核家族化などによって、地域における人と人のつながりが失われつつあり、子どもにとっても異年齢集団の中で学び、ふれあう機会が少なくなっています。
【課題】	○ 保護者としての自覚の向上や、家庭におけるふれあいの時間の確保等、保護者の子育てに対する意識改革が必要となっています。 ○ 子どもたちの社会性を育て、健全な成長を促していくためには、家庭・学校・地域の連携を強化し、地域ぐるみで子どもたちを育てる必要があります。 ○ 子どもたちが異なる年齢集団の中で自尊感情や社会性、人との付き合い方などを学ぶ機会を提供していく必要があります。

施策

2-02-01

青少年の健全育成

●施策の目標

子どもたちが、生きるための基礎的な生活習慣や能力を培い、地域社会の中で心身ともに健やかにたくましく成長できるよう、家庭の教育力の充実を図るとともに、家庭・学校・地域が一体となって自らの役割や責任を自覚し、連携・協力して子どもたちの健全育成をめざします。

また、地域全体で子どもを育てる教育環境の整った地域コミュニティの活性化をめざし、地域の教育力の充実を図ります。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
放課後子ども教室実施校区数	校区	17 (2009年度)	48
黒髪山キャンプフィールド使用者数	人	4,924 (2009年度)	5,000

●施策の展開方向

①家庭の教育力の充実

- 子どもや家庭を取り巻く諸問題の解決と、これからの家庭教育のあり方、親の役割について考えるため、公民館における家庭教育の講座や、家庭教育講演会を開催し、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。

②地域の教育力の充実

- 中学校区単位で、中学校を拠点に、校区の小学校・幼稚園と連携し、地域住民の積極的な学校支援活動を通して、地域全体で学校を支援する体制づくりを進めます。
- 各小学校区においても、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくりを進めます。

③青少年健全育成活動の推進

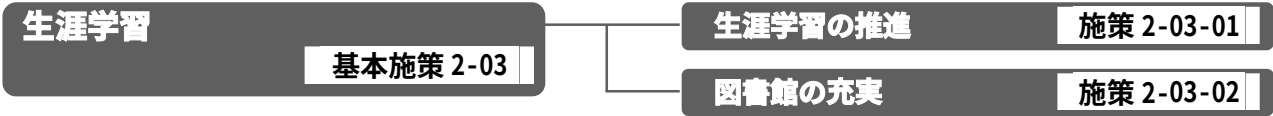
- 青少年を対象に各種事業等を開催します。
- 青少年の健やかな成長を支援する青少年団体の自主的活動の支援とその指導助言を行います。
- 青少年の抱えるいろいろな問題について相談・援助するための相談体制の充実に努めます。
- 「社会を明るくする運動」等の活動を通して児童・生徒や市民に青少年健全育成の啓発を行います。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市次世代育成支援行動計画

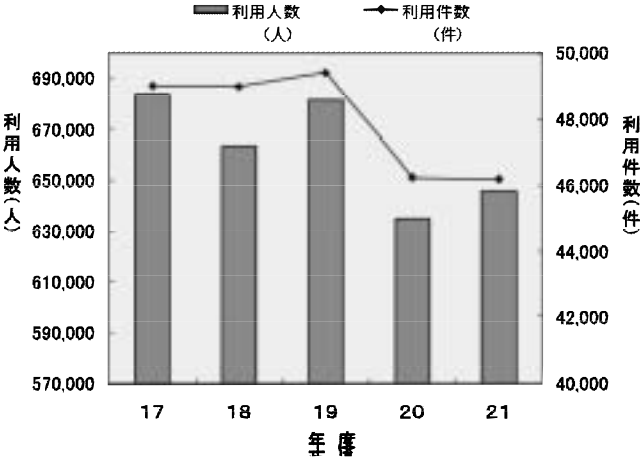
基本施策 2-03	関係する基本方向	関係する重点戦略
生涯学習	基本方向⑤	

●基本施策に含まれる施策

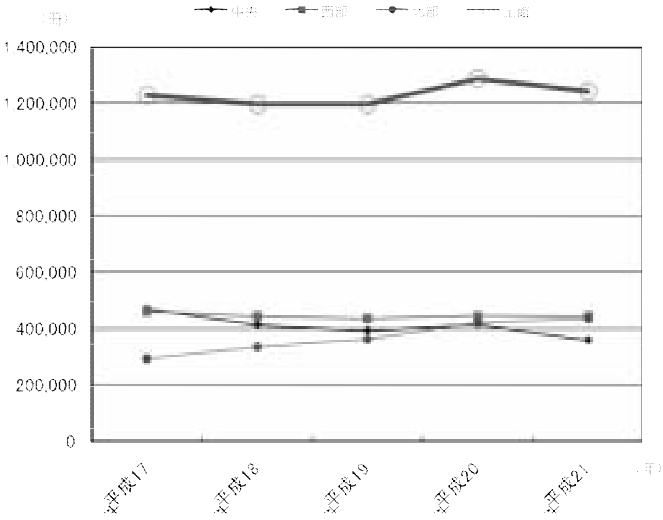


●施策をとりまく現状と課題	
【現状】	○ 市民の学習ニーズが多様化・高度化しているなか、学習ニーズに対応した学習機会の提供とITを活用した情報を発信しています。 ○ 少子高齢化や都市化・核家族化の進行により、家庭や地域の教育力の低下しているなか、地域社会において新たな課題が生じています。 ○ 図書館は、子ども読書活動推進の中心的役割を果たしています。
【課題】	○ 生涯学習に関する情報収集や調査研究を行い、市民に対して学習情報の提供や学習相談の充実に努める必要があります。 ○ 市民が持つ豊富な知識や経験を生かすことで、地域社会の発展を図る活動拠点として、公民館・図書館等の活用を促進していく必要があります。 ○ 公民館は地域の避難所となっているため、耐震化改修等の施設整備を行っていく必要があります。

【公民館利用者の推移】



【奈良市立図書館貸出件数推移】



施策
2-03-01

生涯学習の推進

●施策の目標

いつでも、どこでも、だれでも学べる学習環境の醸成と整備を促進するとともに、学びの成果が活力ある地域づくりにつながる生涯学習活動を推進します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
公民館施設の利用者数	人	645,699 (2009年度)	700,000

●施策の展開方向

①生涯学習活動の推進

- 自己学習・相互学習・家庭教育の場として、魅力ある多彩な事業を推進することにより、市民の学習活動の活性化を図ります。
- 公民館自主グループの組織化を促進し、生涯学習指導者やボランティアの育成に努めます。
- 生涯学習に関する情報収集や調査研究に努め、学習情報の提供や学習相談を行います。
- 学びの成果を活かせる場を提供します。

②生涯学習施設の整備・活性化

- 既存施設の有効活用を図り、利用者に公民館を快適に利用していただくため、改修等の施設整備を行います。
- 利用者の安全・安心を確保するため、施設の耐震化改修を行います。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市生涯学習推進計画

施策
2-03-02

図書館の充実

●施策の目標

市民の情報センターとして、多様化する情報、変化するニーズに対応し、幅広い資料の収集、保存、提供に努めます。また、子ども読書活動の推進拠点として機能を充実し、すべての子どもたちが本を読む喜びを味わい感性豊かな読書環境の整備を図ります。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
図書資料貸出冊数	冊	1,304,189 (2009年度)	1,500,000
児童書貸出冊数	冊	538,656 (2009年度)	620,000

●施策の展開方向

①図書館の充実

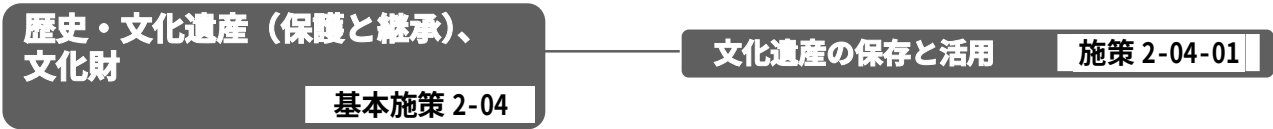
- 資料費の確保及び多角的な資料の収集を図ります。
- 専門的な職員の養成による図書館サービスの充実に努めます。
- 地域、ボランティア、学校、園との連携・協力・協働による図書館活動の活性化を図ります。

●関係する市の条例・計画

◆子ども読書活動推進計画

基本施策 2-04	関係する基本方向	関係する重点戦略
歴史・文化遺産 （保護と継承）、文化財	基本方向① 基本方向② 基本方向③ 基本方向⑥	重点戦略2 重点戦略3

●基本施策に含まれる施策



●施策をとりまく現状と課題	
【現状】	○ 現在、本市には国・県・市の指定文化財、登録文化財などが1,192件あります。その中にはユネスコの世界遺産「古都奈良の文化財」、無形文化遺産「題目立」も含まれ、質・量ともに全国有数の文化財を保有しています。 ○ 指定文化財を適切に保存するために、所有者などが行う修理や管理、後継者育成の事業に対して支援をしています。 ○ 史跡の保存整備など、市の所有・管理する文化財の保存・活用のための事業を行っています。 ○ 平城京の遺跡など、豊かな埋蔵文化財の保存と活用を図るため、発掘調査を行っています。 ○ 文化財の保存や展示のための施設を設置し、文化財普及のための講座などを行っています。
【課題】	○ 市内には、未指定の文化財が多くあるため、文化財調査を行い実態把握に努めるとともに、市指定文化財に指定するなど、一層の保護を図る必要があります。 ○ 貴重な文化財を適切に保存し、有効に活用し、次世代に伝えていくためには、指定文化財保存のための補助、史跡の適切な管理活用など、継続的な取組を充実する必要があります。 ○ 市民に、豊かな奈良の文化財について理解を深めてもらえるよう、普及啓発事業の充実を図る必要があります。 ○ 奈良の文化遺産の素晴らしさを世界に向けてアピールし、遺産の保護と継承に努めることで、世界遺産をもつ歴史都市としての責任を果たす必要があります。

奈良市所在の指定文化財等（平成22年3月30日）

1. 指定文化財		1039件			[件数]
分類	国指定	県指定	市指定	計	
有形文化財	728	108	101	937	
無形文化財	1	1	0	2	
民俗文化財	5	11	10	26	
記念物	41	11	22	74	
計	775	131	133	1039	

2. 登録有形文化財 70件
 3. 選定保存技術 3件
 4. 旧村指定文化財 80件
 [月ヶ瀬村指定文化財 31件]
 [都祁村指定文化財 49件]

施策

2-04-01

文化遺産の保存と活用

●施策の目標

文化財の適切な保存を図ることにより、本市の貴重な文化遺産を次世代に継承します。また、文化財を積極的に活用することにより、市民文化の向上に寄与します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
指定文化財・登録文化財の件数(3月31日現在)	件	1,192 (2009年度)	1,210
史跡の保存整備事業の進捗率(公有化率)	%	50 (2009年度)	63

●施策の展開方向

①文化財の保護・啓発

- 奈良市指定文化財への指定など文化財指定を促進します。
- 文化財修理・管理・後継者育成事業の充実を図ります。
- 文化財普及事業の充実を図ります。
- 文化財資料のデジタル化などによる情報発信の充実を図ります。
- 発掘調査成果の市民への還元と学習活用を行います。

②発掘調査と史跡の保存整備

- 質の高い効率的な発掘調査を実施し、成果を公表します。
- 史跡・名勝(大安寺旧境内・平城京左京三条二坊宮跡庭園・朱雀大路)の公有地化と保存整備を促進し、整備後の適切な管理と活用を行います。

③文化財保存・展示施設の整備

- 史料保存館など「文化財保存公開施設」の充実を図ります。
- 出土文化財の適切な保護のため収納保管施設の充実を図ります。

④世界遺産の保護・啓発

- 財団法人ユネスコ・アジア文化センターなどが行う文化遺産保護事業を支援します。
- 世界遺産、無形文化遺産普及のための事業の充実を図ります。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市文化財保護条例 ◇奈良市文化財保存公開施設条例

基本施策 2-05	関係する基本方向	関係する重点戦略
文化振興	基本方向① 基本方向⑤	

●基本施策に含まれる施策

文化振興

基本施策 2-05

文化の振興

施策 2-05-01

●施策をとりまく現状と課題

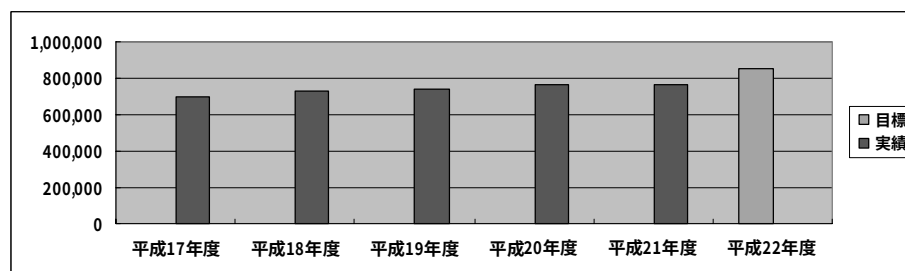
【現状】

- 国際化、情報化、科学技術の発達を始めとする急激な社会構造の変化により、市民の価値観やライフスタイルがますます変化しています。また、少子高齢化社会の進展は、地域文化の実践を担う成人の高齢化とそれを受け継ぐ子供たちの減少など、地域文化の継承と創造に支障が生じることが心配されています。
- 施設整備を中心とした文化政策から、地域への誇りと愛着を育む「まちづくりの核」としての文化政策を推進する自治体が増えてきています。
- このような背景の中、本市では平成19年度に奈良市文化振興条例を施行し、平成21年度には奈良市文化振興計画を策定し、文化振興に取り組んでいます。

【課題】

- 本市には、奈良時代からさまざまな変遷を経ながらも連綿と受け継がれてきた文化の蓄積があります。これらを守り、後世に伝えていくことは私たちの使命であり、先人の培ってきた文化の礎の上に新たな文化を育み、交流し、発信していく必要があります。
- 文化の担い手は市民であり、市民と行政が手を携えて文化によるまちづくりを進めていくために、両者が協働でまちづくりに取り組み積極的な連携を図る必要があります。

■市立文化施設の利用者数



施策 2-05-01	文化の振興
---------------	-------

●施策の目標			
奈良時代から受け継がれ培ってきた文化の礎の上に新たな文化を創造し発信することによって、本市への誇りと愛着を育み、国際文化観光都市としてふさわしい魅力あるまちづくりをめざします。			
●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
市立文化施設の利用者数	人	767,607 (2009年度)	820,000
市立文化施設での自主事業参加者数	人	151,791 (2009年度)	180,000

●施策の展開方向
①文化の発信と交流 ● 市民参画と協働により、計画的・積極的に文化行政を推進します。 ● 市民の文化活動・芸術活動の場の提供や市民が文化に接する機会の拡充に努めます。 ● 幅広い文化情報の発信と交流ができるシステムの構築と運用を行います。
②市民文化の創造 ● 市民の自主的で創造的な文化活動を支援します。 ● 文化施策の評価・検証制度の構築をめざします。 ● 文化を担う若手芸術家やその活動を支えるスタッフ・ボランティア等、文化に関わる人材を育成します。

●関係する市の条例・計画
◇奈良市文化振興条例 ◆奈良市文化振興計画

基本施策 2-06	関係する基本方向	関係する重点戦略
スポーツ振興	基本方向⑤	

●基本施策に含まれる施策

スポーツ振興

基本施策 2-06

スポーツの振興

施策 2-06-01

●施策をとりまく現状と課題

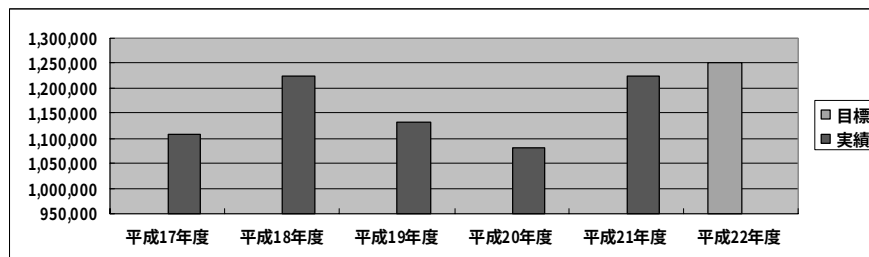
【現状】

- 高齢化社会の進展、生活習慣病の増加などから市民のスポーツや健康に対する関心が高まっていますが、日常のライフスタイルに運動習慣を取り入れられていないのが現状です。
- 市民がいつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる機会としてスポーツ行事やスポーツ教室を開催し、生涯スポーツを推進しています。
- 鴻ノ池運動公園内にある施設は、全国規模の競技会を開催できる施設として市民に高いレベルの競技スポーツに接する機会を提供し、市民のスポーツに対する関心や競技力の向上に努めています。
- スポーツ環境づくりとして施設整備と学校体育施設の開放を促進してきました。また段階的にインターネットによる施設予約システムを導入して施設利用の利便性を図っています。

【課題】

- 体力づくり・健康づくりといった生涯スポーツに関する情報や競技スポーツに関する情報の提供と、体育協会をはじめとする各種スポーツ団体との連携事業を推進する必要があります。
- いつでも、どこでもスポーツに親しめるため総合型地域スポーツクラブ※の設立・育成が必要です。
- スポーツの振興に不可欠な指導者の人材不足解消のためには、指導者の育成やジュニア選手の発掘・育成が重要な課題となっています。
- 子どもの体力向上を目指した社会体育事業の推進が必要です。

■市営スポーツ施設等利用者数



用語解説

※ 総合型地域スポーツクラブ：市民の主体的な運営により、すべての世代の人々が近隣の学校や公共スポーツ施設を利用しながら、生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりを目指す非営利組織。

施策

2-06-01

スポーツの振興

●施策の目標

すべての市民が、年齢や性差、障がいの有無にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも個人の目的、興味、技術、体力、年齢に応じてスポーツを親しむことができ、生きがいを持ち、健康で長生きできるまちづくりを進めます。

●目標の達成度を評価する指標

	単位	現状値		目標値
				2015年度
市営スポーツ施設等利用者数	人	1,223,853	(2009年度)	1,300,000
市主催スポーツ大会参加者数	人	24,716	(2009年度)	30,000
競技スポーツ人口(市民体育大会参加数)	人	14,911	(2009年度)	20,000

●施策の展開方向

①スポーツ環境の充実

- 施設を効率的に有効利用でき、また一人でも多くの市民が気持ちよく運動・スポーツを楽しむことができるよう、施設を計画的に整備します。
- 市民ニーズに応じたスポーツ情報の受発信や施策を推進するための情報収集の整備を図ります。
- 誰もが気軽に親しめる軽スポーツ※やレクリエーションの活動を推進し、世代間やファミリーが交流できる環境づくりを進めます。

②生涯スポーツの推進

- スポーツ体験フェスティバルなどのスポーツイベントや多種目のスポーツ教室を多数開設し、市民に運動・スポーツへの動機付けを行い、市民の運動習慣の定着化と生涯スポーツの推進に努めます。
- 県や体育協会をはじめとするスポーツ団体と連携を図りながら地域に密着した、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しめる「場」づくりや総合型地域スポーツクラブの設立・育成に努めます。

③競技スポーツの向上

- 全国的規模の大会に出場する特に優れた選手・団体を支援・育成する制度を確立します。
- スポーツ指導者養成講習会を定期的・継続的に開講して、優れた指導者の発掘育成に努めます。
- 大規模大会の開催、誘致を推進し、より高いレベルのスポーツにふれる機会を充実し、競技力の向上に努めます。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市体育施設条例 ◇奈良市スポーツ振興審議会に関する条例

用語解説

※軽スポーツ：年齢や体力に関係なく誰でも楽しめることができるスポーツ。
(ペタンク、カローリング、囲碁ボール、輪投げ等)

基本施策 3-01	関係する基本方向	関係する重点戦略
地域福祉	基本方向④ 基本方向⑥	

●基本施策に含まれる施策



●施策をとりまく現状と課題

【現状】	○ 地域においては、少子高齢化などの社会構造の変化にともない、市民のニーズが多様化、高度化しています。 ○ 保険給付費※が増加傾向にあります。 ○ 国民健康保険料の収納率が低位にあります。 ○ 厳しい雇用環境や高齢化などにより、生活の保障を必要とする人が増加しています。
【課題】	○ 福祉のまちづくりを進めていくために、福祉、医療、保健の連携を強化するとともに、市民の福祉活動への自発的な参加によって、地域がともに支えあう地域福祉の推進が求められています。 ○ 誰もが住みなれた地域で、安心して暮らし続けることができる社会を実現するために、地域住民と行政との協働が必要とされています。 ○ 適正受診の推進を図るため、広報活動の充実が求められています。 ○ 国民健康保険料の収納率の向上を図る必要があります。 ○ 生活保護などを円滑かつ適正に実施する必要があります。

用語解説

※ 保険給付費：国民健康保険被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して行う必要な給付費用。

施策
3-01-01

地域福祉の推進

●施策の目標

総合的な福祉のまちづくりをすすめていくために、福祉・医療・保健の連携を強化すると共に、市民の福祉活動への自発的な参加によって、地域がともに支えあう地域福祉を築くことを目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015 年
「奈良市地域福祉計画」優先プログラムの実施事業数	事業	10 (2010 年)	10
地区福祉活動計画の策定地区数	地区	14 (2010 年)	44

●施策の展開方向

①地域福祉の推進

- 「奈良市地域福祉計画」を推進します。
 - (1)住民の地域福祉活動への参加を促進するしくみづくりを行います。
 - (2)保健福祉サービスを利用しやすくするしくみづくりを行います。
 - (3)質の高い保健福祉サービスを提供するしくみづくりを行います。
 - (4)生活基盤の整備と社会参加を促進するしくみづくりを行います。
 - (5)住み慣れた地域で安心していきいきとくらせるしくみづくりを行います。
 - (6)新たな生活課題に対応するしくみづくりを行います。

②地域福祉推進体制の充実

- 社会福祉協議会との連携を充実します。
- 各種団体との連携を充実します。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市地域福祉計画

施策
3-01-02

社会保障の確保

●施策の目標

国民健康保険制度の安定的な運営を図り、安心して医療を受けられる医療保険制度の維持・充実を目指します。また、生活に困窮している世帯の実情を的確に把握し、関係機関と連携を図り、あたたかい配慮のもとに生きた保護行政を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
訪問調査実施率	%	61.6 (2009年度)	80.0

●施策の展開方向

①国民健康保険事業の健全運営

- 安心して医療サービスを受けられるよう、適正な保険給付の推進を図ります。
- 特定健康診査※等の保健事業を推進します。
- 国民健康保険料の適正な賦課を行います。

②低所得者等の自立支援

- 被保護者の実情を客観的に把握し、適正保護に努めるとともに、その立場や心情を理解し、きめ細やかなケアに努めます。

●関係する市の条例・計画

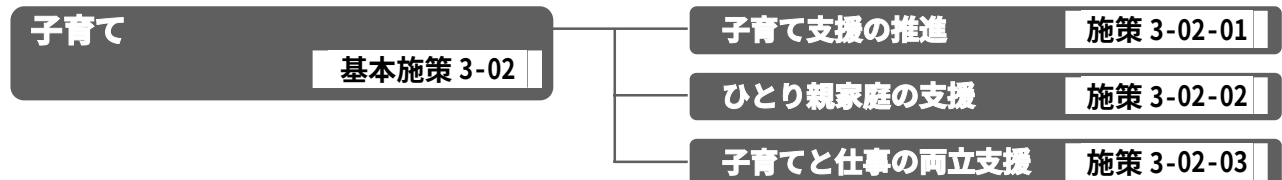
◇奈良市国民健康保険条例

用語解説

※ 特定健康診査：メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の要因となっている生活習慣を改善させ、高血圧や高脂血症、糖尿病などの有病者・予備群を減少させることを目的とした検査

基本施策 3-02	関係する基本方向	関係する重点戦略
子育て	基本方向④ 基本方向⑤ 基本方向⑥	重点戦略1

●基本施策に含まれる施策



●施策をとりまく現状と課題

【現状】	○ 本市の合計特殊出生率*は、国・県を下回り、低位で推移しています。 ○ 少子化や核家族化の進行に伴い、地域の子育て支援機能が低下し、子育て中の親の孤立感や育児不安の増大を招いています。 ○ ひとり親家庭の親は、「子育て」と「生計の担い手」という二重の役割を果たさなければならない、日常生活面で様々な困難に直面しています。 ○ 女性の就労率の向上や少子化の進行等急激な社会の変化により保育ニーズが多様化しています。 ○ 現在の社会情勢から保育所の需要が高く、保育所に入れない待機児童が存在します。
【課題】	○ 本市の合計特殊出生率を回復させ、少子化に歯止めをかける必要があります。 ○ 社会全体で子育て支援を行う機運を高揚させ、子育て中の親の育児不安や負担感を軽減する必要があります。 ○ 母子家庭のみならず、父子家庭を含めたひとり親家庭に対して、支援の充実を図る必要があります。 ○ 子育てと仕事の両立を支援するため、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実等対策を講じる必要があります。 ○ 待機児童の解消や児童健全育成のため保育所等の施設整備の充実が必要となります。 ○ 保育所等において、子育てに関する情報提供や子育て相談の充実を図る必要があります。

用語解説

※ 合計特殊出生率：1人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値。

施策
3-02-01

子育て支援の推進

●施策の目標

安心して子どもを生み育てられ、子育てに喜びを感じることができる環境整備を行うことを目的として、地域住民との協働により、社会全体で親育ち・子育て・子育てを支援するまちづくりを目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015 年度
子育て中の親子の集える場の設置数（年度末時点）	箇所	28 （2009 年度）	63
ファミリー・サポート・センター*の相互援助活動件数	件	5,648 （2009 年度）	7,500

●施策の展開方向

①子育て家庭の経済的支援

- 次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、今後も各種手当等により経済的な負担の軽減を図ります。
- 医療費の一部助成の対象者を乳幼児（6歳）から中学校卒業（15歳）までに広げ、安心して子育てができるまちを目指します。

②子育て中の親子の居場所づくり

- 子育て中の親子が交流し、気軽に相談でき、情報提供や講習を受ける場所を全小学校区に1か所以上設置することを目標にし、事業の充実を図ります。
- 今後も、公民協働の考え方を念頭に、民間の先進性や独自性に重点をおき、その活力を活用することにより、事業の展開を図っていきます。

③子どもの預かり

- 多様化する家庭環境に対応するため、保護者が一時的に子どもの養育が困難になった場合、安心して子どもを預けることができる子育て支援サービスの充実を図ります。

④子育ての仲間づくり

- 子育てサークル、子育て支援団体等を支援するとともに、子育て中の親子同士の交流や親睦を深めていきます。

⑤子育ての相談窓口

- 身近な地域において子育て相談ができるように、窓口を増設します。また、子育てに関する情報提供も行います。
- 児童虐待の未然防止や早期発見に向けて、さらに一層関係機関との連携強化を図っていきます。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市次世代育成支援行動計画

用語解説

※ ファミリー・サポート・センター：育児の援助を受けたい人と提供したい人が会員となり助け合う、子育ての相互援助活動を目的とした会員制の組織。

施策
3-02-02

ひとり親家庭の支援

●施策の目標

すべての家庭で子どもが健やかに育つよう、様々な状況にある子どもや家庭への支援の充実を図ります。特に、ひとり親家庭の自立と就業に主眼をおいた総合的な支援施策を展開し、子どもの健全育成と生活の安定を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
母子自立支援プログラム策定※件数	件	4 (2009年度)	20
母子家庭自立支援給付金事業利用者	人	36 (2009年度)	50

●施策の展開方向

①ひとり親家庭の経済的支援

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、今後も各種手当等により経済的な負担の軽減を図ります。
- 医療費の一部助成の対象者である母子家庭に父子家庭を加え、ひとり親家庭に拡大し、子育てをしやすいまちを目指します。

②貸付制度

- 生活の安定、経済的自立の助長と児童の福祉を増進するため、福祉資金等貸付金の利用を促進します。

③就業及び自立支援

- ひとり親家庭の親の自立と就業に主眼をおいた総合的な支援施策を展開します。
- 就労及び技能習得等の自立支援対策を促進します。

④生活及び子育て支援

- ひとり親家庭に対して、子育てと仕事の両立、生活の支援の充実を図ります。

⑤ひとり親家庭の相談窓口

- ひとり親家庭の生活全般についての相談に応じる母子自立支援員の相談体制の充実を図ります。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例

◆奈良市次世代育成支援行動計画

用語解説

※ 母子自立支援プログラム策定：児童扶養手当を受給し、自立・就労に対する意欲のある母親を対象に、個々の状況・ニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定します。

施策
3-02-03

子育てと仕事の両立支援

●施策の目標

保育所等を子育てに関する地域の中心的施設として情報提供や子育て相談の機能を担わせ、適正規模による適正配置や保育サービスの充実などにより、子育てと仕事の両立支援を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
認可保育所定員（短時間利用児除く・4月1日現在）	人	5,705（2010年度）	6,000
延長保育実施園数（4月1日現在）	園	19（2010年度）	40
整備が必要なバンビーホーム数（4月1日現在）	ホーム	27（2010年度）	17

●施策の展開方向

①保育環境の充実

- 多様化する保育ニーズに応えるため、私立・公立保育所での保育サービスの充実を図ります。
- 待機児童の解消や子育てと仕事の両立支援のため民間活力による保育所整備を充実させ、幼稚園・保育所から認定こども園への転換を促進します。
- 地域の子育て支援として保育所等における情報提供や子育て相談の充実を図ります。
- 保育サービスの充実を図るため、保育士等の資質向上を目的とした研修を計画的に行います。

②児童の健全育成と子育ての支援

- 国の放課後児童クラブガイドラインに則し、児童の健全育成を図るため老朽化・狭あい化したバンビーホームを計画的に整備します。
- 子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応できるように保育内容を充実します。
- 児童館においては、児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点として事業を展開します。

●関係する市の条例・計画

- ◇奈良市保育の実施に関する条例
- ◇奈良市立保育所設置条例
- ◇奈良市放課後児童健全育成事業施設条例
- ◇奈良市児童館条例
- ◆奈良市次世代育成支援行動計画

基本施策 3-03	関係する基本方向	関係する重点戦略
障がい者・児福祉	基本方向④	

●基本施策に含まれる施策

障がい者・児福祉

基本施策 3-03

障がい者・児福祉の充実

施策 3-03-01

●施策をとりまく現状と課題

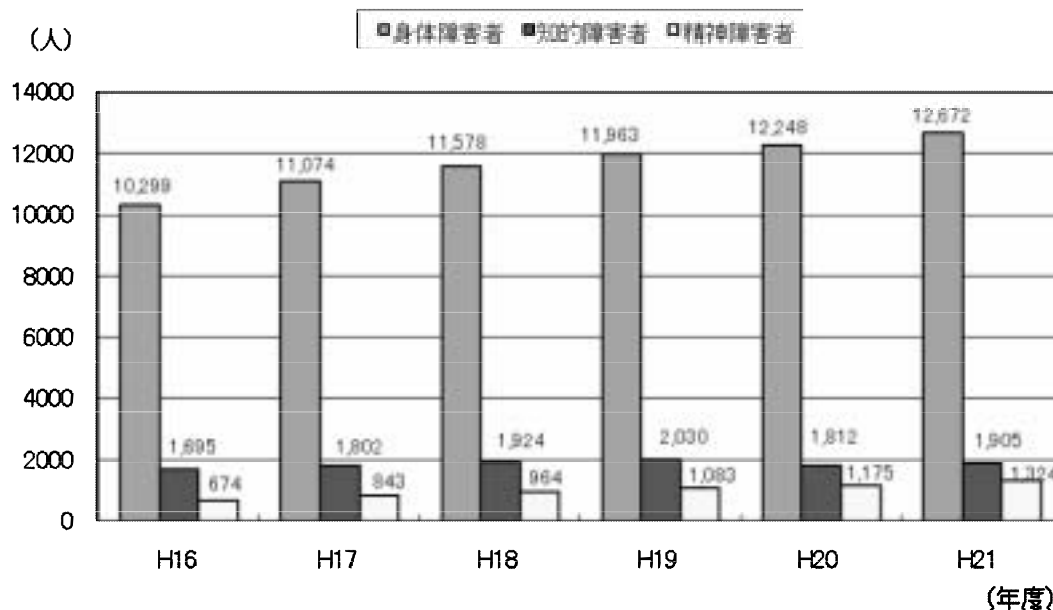
【現状】

- 本市の障がい者数は、年々増加し、高齢化の傾向にあります。
- 近年の社会情勢や生活環境の変化に伴い、障がい者のニーズも多様化しています。
- 障がい者が安心して生活できる環境を整えるため、バリアフリー*化を進めています。
- 障害者自立支援法に代わる新法の制定が国において進められています。

【課題】

- 障がい福祉の推進にあたっては、社会全体の理解と協力を得ながら、障がい者のニーズに応じていく必要があります。
- 障がい者が安心して生活できるまちづくりを、より推進していくことが必要です。
- 障害者自立支援法に代わる新法の制定に向けた、国の動向に注視し、きめ細やかな対応が必要です。

障害者手帳所持者数の推移



用語解説

※ バリアフリー：障がい者や高齢者等が日常生活を送る上で、段差などの物理的な障壁をはじめ、社会的・制度的・心理的に障害となるものを除去すること。

施策

3-03-01

障がい者・児福祉の充実

●施策の目標

障がい者福祉サービスの充実を図り、障がい者の社会参加と自立支援を推進します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
生活介護月間実利用者数（3月時点）	人	454（2009年度）	820
移動支援年間実利用者数	人	622（2009年度）	780
就労移行支援月間実利用者数（3月時点）	人	71（2009年度）	90

●施策の展開方向

①障がい者福祉サービスの充実

- 障がい者が自立した生活を営めるように、生活介護等の支援の充実を図ります。
- 障がい者が自立した日常生活や就労のために、必要な機能や能力向上のための支援の充実を図ります。
- 障がい者の外出を支援するなど、地域での自立した日常生活や社会生活を営むための支援の充実を図ります。
- 心身障がい者に対し医療費の一部を助成し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の向上を促進します。
- 重度心身障がい者老人等に対し医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図ります。

②障がい者の社会参加と自立支援

- 障がい者が抱える課題を、市民が自らの問題であると意識できるように、市民啓発、広報等の充実を図ります。
- 障がい者の自立のための就労の促進を図ります。
- 障がい者の社会参加の促進を目指し、スポーツ・文化活動の振興を図ります。
- 障がい者が安心して生活を営めるように、福祉のまちづくりを推進します。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市障がい者福祉基本計画

◆奈良市障害福祉計画（第2期）

◆奈良市地域福祉計画

基本施策 3-04	関係する基本方向	関係する重点戦略
高齢者福祉	基本方向④ 基本方向⑥	

●基本施策に含まれる施策

高齢者福祉

基本施策 3-04

高齢者福祉の充実

施策 3-04-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 70歳以上の高齢者（約59,000人）の積極的な社会参加を支援するとともに、健康の維持増進と生きがいのある生活を送ることができるよう老春手帳優遇措置事業を推進しています。
- 老人福祉センターなどの講座内容の充実を図るとともに、各種相談や健康の増進・介護予防の推進、生きがいづくりと社会参加の促進を支援しています。
- 65歳以上の高齢者は、2005年度（平成17年度）当初で約70,200人（総人口の18.8%）、75歳以上の後期高齢者は約29,500人（総人口の7.9%）でしたが、2010年度（平成22年度）当初では65歳以上の高齢者が約85,100人（総人口の23.1%）、後期高齢者が約38,300人（総人口の10.4%）と、急速に増加し、要介護（要支援）認定者数も、2009年度（平成21年度）末では約12,600人となり、2005年度に比べて約12%増加しています。
- 特別養護老人ホーム等の施設整備については、2009年度では特別養護老人ホーム19施設、軽費老人ホーム（ケアハウス※）12施設が整備されています。

【課題】

- 高齢者の増加とともに、寝たきりや認知症高齢者等の要援護高齢者の増加が予測され、介護予防サービスが必要な対象者を早期に把握し、認知症予防など積極的な働きかけを行い、住み慣れた地域で安心して介護を受けながら住み続けられる基盤整備など、高齢者施策の拡充を推進する必要があります。
- 世帯構成の変化やひとり暮らし高齢者の増加などにより家庭での介護力が低下し、介護が老後の不安要因となっています。高齢者の安心を支える制度として定着させるよう、介護保険制度の普及啓発に努める必要があります。
- 公平、公正な介護認定を行うことや、介護保険財政の健全な運営を図ることが必要であり、老人福祉計画、介護保険事業計画を、それぞれが連携し調和を保ったものとして、2012年度（平成24年度）を初年度とする「奈良市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」を策定する必要があります。

用語解説

※ ケアハウス：老人福祉法に基づく居住施設で、身体機能の低下などのため独立した生活が困難で、かつ家族による援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者が自立して生活できるように配慮されたケアサービス付きの賃貸住宅

施策

3-04-01

高齢者福祉の充実

●施策の目標

少子・高齢化社会をはじめとした社会構造等の変化に対応した高齢者福祉施策を展開し、高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮せる社会を市民・地域・行政等が協働し構築することが重要であり、1994年（平成6年）9月「高齢者とともに歩むまち奈良」宣言の趣旨をふまえ、「奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者福祉サービス施策の充実、住み慣れた地域で安心して暮すことができるよう基盤整備をすすめ、介護保険制度の円滑な推進を図ります。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値		目標値
				2015年
老人福祉センターの利用者数	人	205,418	(2009年)	210,000
介護予防事業（特定高齢者施策）参加率	%	16.8	(2009年)	20.0

●施策の展開方向

①高齢者福祉サービスの充実

- 老春手帳、優待乗車証、入浴補助券を交付し、高齢者の積極的な社会参加を支援します。
- 予防重視型システムへの転換を図り、要支援、要介護になるおそれのある高齢者を対象とした、介護予防事業の「地域支援事業」等の充実を図ります。
また、安心して在宅で暮らすことができるよう、生活支援サービスが包括的、継続的に提供できるような地域での体制づくりを推進します。

②高齢者福祉施設の整備

- 老春の家における高齢者の各種相談、健康の増進・介護予防の推進、生きがいづくりと社会参加を推進します。
- 在宅生活が困難な高齢者のためのケアハウスや、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等についても、介護保険事業計画に見合った整備が必要であり、これらの施設整備については民間施設の立地誘導を図ります。

③介護保険制度の円滑な推進

- 介護保険制度を円滑に推進するために、介護保険事業計画に定めた各サービスの種類ごとの必要量と供給量の把握を行いながら、サービスを必要とする高齢者が安心してサービスを受けられる体制づくりに取り組んでいきます。
また、介護保険料の適正・公平な賦課と収納率の向上に努め、介護保険の健全で安定的な財政運営を図ります。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市老人保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画

◆奈良市地域福祉計画

基本施策 3-05	関係する基本方向	関係する重点戦略
医療	基本方向④	重点戦略1

●基本施策に含まれる施策

医療

基本施策 3-05

医療の充実

施策 3-05-01

●施策をとりまく現状と課題

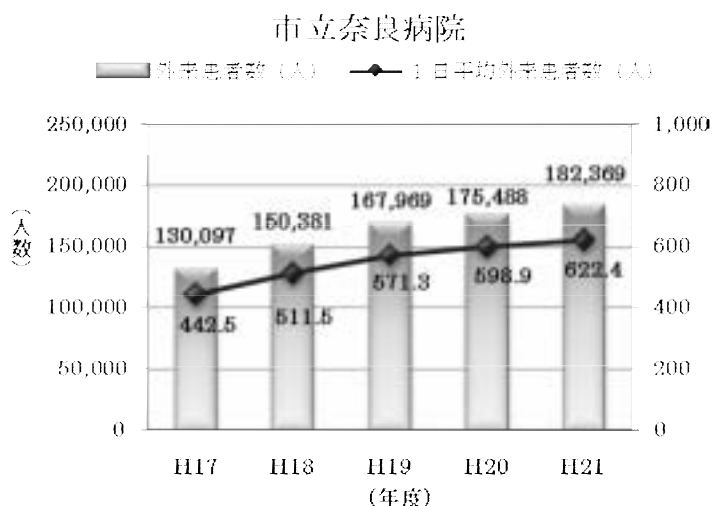
【現状】

- 休日夜間応急診療所において、毎日夜間、休日・土曜日の午後に内科と小児科の診療を実施しています。また、休日歯科応急診療所において、休日に歯科診療を実施しています。
- 休日夜間応急診療所及び市立奈良病院では、施設の老朽化や狭隘化が著しい状況です。
- 市立奈良病院においては、医師・看護師等を確保し、医療機能の充実と救急医療体制の強化を図っています。
- 田原・柳生・月ヶ瀬・都祁診療所を設置し、東部・月ヶ瀬・都祁ゾーンの地域医療の確保に努めています。

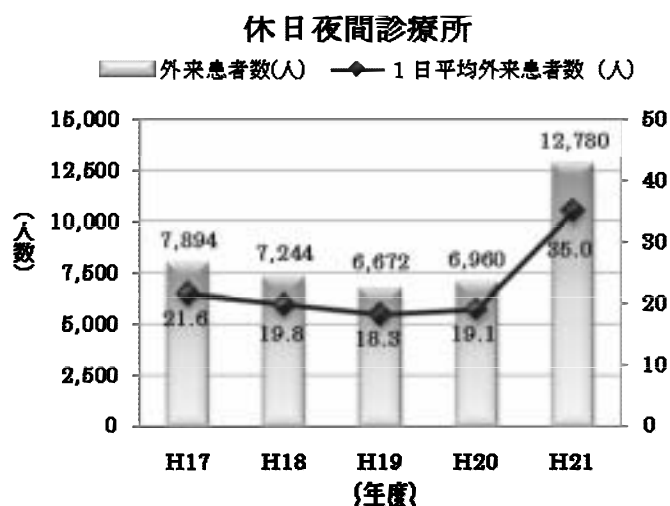
【課題】

- 休日夜間応急診療所の空白時間帯の解消、平日夜間の小児科医の確保が必要です。
- 休日夜間応急診療所の改修及び移設も含めた機能強化の検討が必要です。
- 新病院建設に向けて、ハード面だけでなくソフト面も含めた更なる医療体制の充実が必要であり、特に看護師については更なる確保が必要です。

■市立奈良病院の外来患者数推移



■休日夜間応急診療所の外来患者数推移



施策 3-05-01	医療の充実
-----------------------------	--------------

●施策の目標

市民の多様な医療ニーズに対応するために、市立奈良病院の新病院建設事業を推進し、地域医療体制の充実・整備に努めます。また、一次救急医療体制の整備のために、休日夜間応急診療所の施設改修も含めた機能強化を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年
新病院建設に伴う進捗率	%	3 (2010年)	100

●施策の展開方向

①地域医療体制の充実

- 市立奈良病院の小児科・産婦人科・がん医療・地域連携等の充実を図ります。
- 新病院建設に向けて更なる医療体制の充実を図り、特に看護師については、看護専門学校の設置も含め、その確保策を検討します。
- 東部・月ヶ瀬・都祁ゾーンの地域医療の確保のために、各診療所の充実に努めます。

②救急医療体制の充実

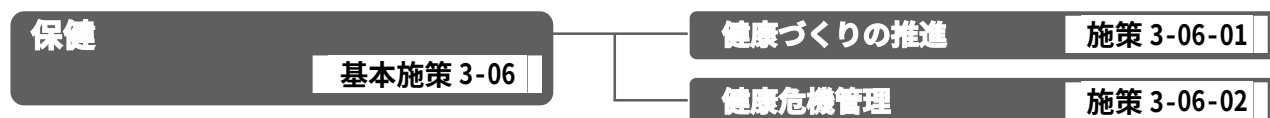
- 休日夜間応急診療所の空白時間帯の解消及び平日夜間の小児科医の確保を図ります。
- 休日夜間応急診療所の改修及び移設も含めた機能強化を図ります。
- 市立奈良病院の救急医療体制のハード及びソフト面の更なる充実を図ります。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市 21 健康づくり

基本施策 3-06	関係する基本方向	関係する重点戦略
保健	基本方向④	重点戦略1

●基本施策に含まれる施策



●施策をとりまく現状と課題

【現状】	○ 各種予防接種を実施していますが、新たな感染症の発生に伴い、予防接種の要望が高まっています。 ○ 妊婦の健康や出産後の子どもの発達・発育に悩みを抱える保護者に対する支援が求められています。 ○ ライフスタイルの多様化が進む中、運動不足やアンバランスな食生活、飲酒、喫煙など生活習慣に起因した疾病が増加しています。 ○ がんの早期発見、早期治療に結びつけるため、各種がん検診等を実施しています。 ○ 結核や腸管出血性大腸菌感染症（O157）等や食中毒の発生、また近年、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生により、市民の生命や健康を脅かされ、健康危機に対する市民の不安が高まっており、行政へのニーズも多様化しています。 ○ 経済発展に伴う食品流通の広域化・国際化の中で、食の安心・安全に対する市民の意識が非常に高くなっています。
【課題】	○ 感染症対策の新たな取り組みとして、今後実施される予防接種について、円滑な推進が求められています。 ○ 妊娠中及び出産後の母子に対する支援の充実と、各種検診等による疾病の早期発見が必要です。 ○ ライフステージに応じた健康づくりの支援と、一人ひとりが生活習慣の改善を行うことが求められています。 ○ がん検診については、受診率の向上を目指した啓発や検診の精度管理の充実が必要です。 ○ 結核や腸管出血性大腸菌感染症（O157）等感染症や食中毒の予防に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、健康危機管理の拠点として新たな感染症に対しても健康被害の発生予防はもとより、拡大防止のために関係機関との連携体制をさらに強化する必要があります。 ○ 一般消費者と食品事業者がともに食の安全に対する意識を高めていける啓発・指導活動を推し進める必要があります。

施策
3-06-01

健康づくりの推進

●施策の目標

ライフステージに応じた疾病予防と健康増進を図り、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
4か月児健康診査受診率	%	95.9 (2009年度))	98.0
大腸がん検診受診率	%	29.1 (2009年度)	40.0

●施策の展開方向

①母子保健事業の推進

- 予防接種事業のさらなる充実を図るとともに、新たな予防接種についても対応を強化し、感染症の予防に努めます。
- 妊娠中からの母体と胎児の健康の保持増進や乳幼児の発育発達及び保護者の育児不安解消のため各種健診や健康教室・相談の充実を図ります。

②成人保健事業の推進

- 健康教育・健康相談など身近な保健サービスを提供し、一人ひとりの健康づくりを支援するほか、市民・民間・行政が一体となって健康づくりに取り組む体制づくりを行います。
- がん検診等の受診率向上を目指し、個別検診化等の受診しやすい体制づくりや、がん予防の知識普及等の啓発を推進します。

●関係する市の条例・計画

施策
3-06-02

健康危機管理

●施策の目標

保健所機能をさらに強化することにより健康危機発生の未然防止に努めるとともに、有事に備えた健康危機管理体制を整備し、市民が健康で安心して暮らせるまちを目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
結核新登録患者罹患率（人口10万対）	—	19.5（2009年）	15.0
食品関係営業施設監視件数	件	3,664（2009年度）	4,000

●施策の展開方向

①健康危機管理体制の充実

- 所内体制を整備し、関係機関との連携体制の確立を図ります。
- 医療機関、薬品等取扱店舗への立入検査等の指導業務を計画的に行います。
- 機器の整備を図るとともに、迅速かつ的確な検査体制の構築に努めます。

②疾病対策の充実

- 新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生に備えて、健康危機管理体制の整備を図ります。
- 結核や腸管出血性大腸菌感染症(0157)等感染症の予防とまん延を防止するため、予防啓発に努めるとともに、人権に配慮した検査・相談体制の充実を図ります。
- 医療が必要な精神疾患患者を速やかに医療につなぐとともに、再発を防止するための活動を実施します。
- 難病を持つ人やその家族が安心して療養できるように、医療体制の充実・レスパイト入院施設の確保等に努めます。

③食の安全確保

- 食品事業者がその責務を果たし、安全な食品を供給しているかを確認します。
- 奈良市食品衛生監視指導計画に沿って事業を展開します。
- 「まちかどトーク」や各種PR活動を行い、食の安全等意識向上の啓発活動に取り組んでいます。

④保健・医療・福祉の連携の強化と設備の充実

- 健康危機管理の拠点として危機に迅速に対応し、また市民の多様化するニーズに応えるため、保健・医療・福祉の連携の強化と設備の充実を図ります。

●関係する市の条例・計画

基本施策 4-01	関係する基本方向	関係する重点戦略
危機管理と地域の安全・安心 (防災・消防・防犯・交通安全)	基本方向③ 基本方向④ 基本方向⑤ 基本方向⑥	

●基本施策に含まれる施策

**危機管理と地域の安全・安心
(防災・消防・防犯・交通安全)**

基本施策 4-01

総合的な危機管理

施策 4-01-01

消防・救急救助体制の充実

施策 4-01-02

交通安全の確保

施策 4-01-03

防犯力の充実

施策 4-01-04

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 大規模な自然災害や武力攻撃事態等から市民の生命や財産を守るため、地域防災計画及び国民保護計画を見直し、情報収集・伝達システムの充実を図っています。
- 本市には、歴史的町並みを形成する木造建築物を含め耐震基準を満たしていない建築物が数多く残されています。
- 災害の複雑多様化、大規模化、広範囲化により増え続ける消防ニーズへの対応が求められています。
- 少子高齢化等の変化とともに、救急件数の増加や救急救助業務が多様化・高度化しています。
- 交通事故は減少傾向にありますが、高齢者の死亡事故の割合が高まっています。
- 放置自転車対策を実施していますが、その効果が現れていない区域があります。
- 防犯思想の普及及び高揚を図るとともに、地域住民に身近な犯罪を未然に防ぐため、自主防犯活動の実施により推進啓発を行っています。

【課題】

- 災害による被害を最小限にとどめるには、平時からの防災に対する備えや、防災意識の高揚が重要であり、自主防災組織の結成や支援を進める必要があります。
- 市民や建物所有者の自主的な耐震化への取組に行政が支援することを基本としていますが、耐震化に向けた取組をさらに推進していく必要があります。
- 消防職員の体制整備と資質の向上に努めるとともに、消防施設等の計画的な整備、充実を図る必要があります。
- 救急医療の高度化が求められるなかで、市民が安心して暮らせる医療体制等の構築のため、救急業務における消防機関と医療機関の連携等に向けた環境整備を図る必要があります。
- 高齢者に対する交通安全思想を普及していく必要があります。
- 新たな放置自転車対策の実施が必要になります。
- 防犯に対する考えには個人差があり、意識改革や防犯活動の持続性が必要です。

施策
4-01-01

総合的な危機管理

●施策の目標

市民の防災意識の高揚や災害に強い都市基盤の整備など総合的な防災体制の整備により、災害時等の被害を最小限に抑制することを目指します。

地震による人的被害を減少させるために、住宅・特定建築物※の耐震性の向上を進めるとともに、災害に強い安全な住まいづくりを推進します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
自主防災組織結成率	%	95.9 (2009年度)	100.0
住宅の耐震化率	%	75.1 (2007年度)	90.0
特定建築物の耐震化率	%	77.9 (2007年度)	90.0

●施策の展開方向

①災害に強い都市基盤の整備

- 既存木造住宅の耐震診断及び耐震改修並びに既存特定建築物の耐震診断の実施、これらの普及を通じて市民意識の向上を図り、建築物の耐震化を促進します。
- 急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所の改修などを関係機関と共に推進します。

②防災意識の高揚

- しみんだより・ホームページへの掲載などの広報活動や防災講演会、防災訓練等の啓発活動を推進し、防災に関する知識の普及と防災意識の高揚を図れるよう努めます。
- 自主防災組織の結成率向上と組織体制の充実を図るとともに、各地域での防災マップの作成や防災訓練に市が参加することなどを通して、避難場所の周知、防災活動への支援を行います。

③地域防災体制の充実

- 地域防災計画の内容を充実させ、災害時に備えた対策・支援体制の充実・整備を図ります。
- デジタル同報系防災行政無線の整備を図り、迅速かつ的確な情報収集及び情報伝達に努めます。
- 高齢者、障がい者等の要援護者に対し、災害時においても行政の支援が受けられるよう支援体制の充実を図ります。
- 奈良市防災訓練を実施することにより、ライフライン等関係機関や自主防災組織との連携を図ります。
- 災害時における備蓄物資の調達や協定締結市等との連携を図ります。

④危機管理体制の整備

- 武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を守るため、奈良市国民保護計画に基づき、啓発・支援体制の充実を図ります。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市地域防災計画 ◆奈良市耐震改修促進計画 ◆奈良市国民保護計画

用語解説

※ 特定建築物：病院、百貨店、ホテルその他多数の人が利用する階数3以上かつ1,000㎡以上の建築物等です。

施策
4-01-02

消防・救急救助体制の充実

●施策の目標

複雑多様化する災害に適切に対応するため、災害に即応できる警防・救助体制、急速な高齢化などに対応できる救急体制その他テロ災害も含め、想定しうる災害に対応できる体制の整備など、消防力の総合的な向上を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年
年間出火率（人口1万人当たりの出火件数）	件	3.6（2000年～2009年の 平均値）	3.0
救命率※ ¹	%	7.9（2006年～2009年の 平均値）	10.5

●施策の展開方向

①消防体制の充実

- 老朽化した西消防署を建て替えます。
- 消防団が自主的に行う事業を推進し、消防団の活性化と地域防災力の強化を図ります。
- 消防救急無線のデジタル化及び広域化・共同化に関する整備を実施します。
- 防火対策の推進と査察体制の強化を図ります。
- 各種災害に対する資器材及び装備の充実を図ります。
- 現場活動上の安全管理の確保及び円滑、効果的な消防活動遂行のための体制づくりを図ります。

②救急救助体制の充実

- ドクターカーの運用及び救急ワークステーション※²を設立します。
- 高度な救助技術に関する知識、技術を兼ね備えた隊員の育成を図ります。
- 大規模災害発生時の緊急消防援助隊や国際緊急援助に即応できる体制維持を図ります。

●関係する市の条例・計画

用語解説

※1 救命率：救急搬送された心肺停止傷病者のうち、心原性かつ一般市民により目撃のあった症例の1ヵ月後の生存率

※2 救急ワークステーション：ドクターカーの運用と、医師等の協力を得ながら、救急隊員の知識・技術の向上を目的とした教育等と様々な研修を行うための拠点施設

施策
4-01-03

交通安全の確保

●施策の目標

交通安全施設の充実、交通安全教育の推進、安全運転意識の向上など人命を大切にする交通安全対策の充実を図り、駅前的美観や交通安全上の障害となる放置自転車対策に取り組み、道路利用者が安全で快適な交通環境の確保に努めることにより、交通事故のない安全で快適に暮らせるまちを目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値		目標値
				2015 年
交通安全教室参加数	人	12,000	(2009 年度)	14,000
歩道の整備延長	km	25.89	(2009 年度)	28.89
街路灯数	灯	42,410	(2009 年度)	45,000

●施策の展開方向

①交通安全意識の啓発

- 交通安全教育を推進し、交通安全意識を向上させるため、交通安全教室を実施します。
- 交通対策協議会の協力により、交通安全思想の普及と交通安全意識の高揚を図ります。
- 交通安全指導員により、市民に対して交通安全思想の啓発及び正しい交通道德の確立を図ります。

②交通安全施設の整備

- 交通安全啓発標識の設置及び路面標示事業を推進します。
- 歩道、防護柵等を設置するなど安全施設の充実及び通園、通学路の整備を推進します。

③放置自転車対策

- 自転車利用者の利便性を高め、道路交通の安全と円滑化を図るため、駅周辺に自転車駐車を充実させます。
- 駅周辺の放置自転車の撤去を強化することにより、道路交通の安全と円滑化を図ります。

④街路灯の整備

- 街路灯の増設及び照度アップにより、道路利用者が安全・安心して通行できる環境づくりに努めます。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市交通安全計画

施策
4-01-04

防犯力の充実

●施策の目標

奈良市安全安心まちづくり条例により、安全・安心で快適なまちづくりに関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにするとともに、基本方針である3つの柱を基に自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る、見通しの確保といった環境の整備が防犯分野につながってくるということについて、それぞれの意識の高揚を図ります。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値		目標値
				2015年
犯罪認知件数	件	4,838	(2008年度)	4,200
防犯教室	回	0	(2009年度)	24
「子ども安全の日の集い」参加人数	人	230	(2009年度)	250

●施策の展開方向

①防犯意識の啓発

- 防犯教室を高揚させるため、防犯教室・防犯講演会を実施します。
- 奈良市安全安心まちづくり基本計画に伴い、推進啓発を行います。
- 学校・家庭・地域がそれぞれの特性を生かし連携します。

②地域防犯活動の促進

- 市民の防犯意識の高揚と自主的な防犯体制の充実を図るため、相談支援を実施します。
- 防犯パトロールを強化することにより、地域の安全安心まちづくりの推進を図ります。

③地域の防犯力の強化

- 防犯思想の普及及び防犯施策を推進することにより、犯罪や事故等のない明るく住みよい地域社会を推進します。
- 暴力団員による不当な行為を防止するための広報活動等を推進し、暴力団員による不当な行為についての相談及び不当な行為の防止並びに被害の救済を図ります。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市安全安心まちづくり条例

基本施策 4-02	関係する基本方向	関係する重点戦略
自然環境（保護と継承）、 環境保全	基本方向① 基本方向② 基本方向③	重点戦略2

●基本施策に含まれる施策

自然環境（保護と継承）、環境保全

基本施策 4-02

環境にやさしい社会の構築

施策 4-02-01

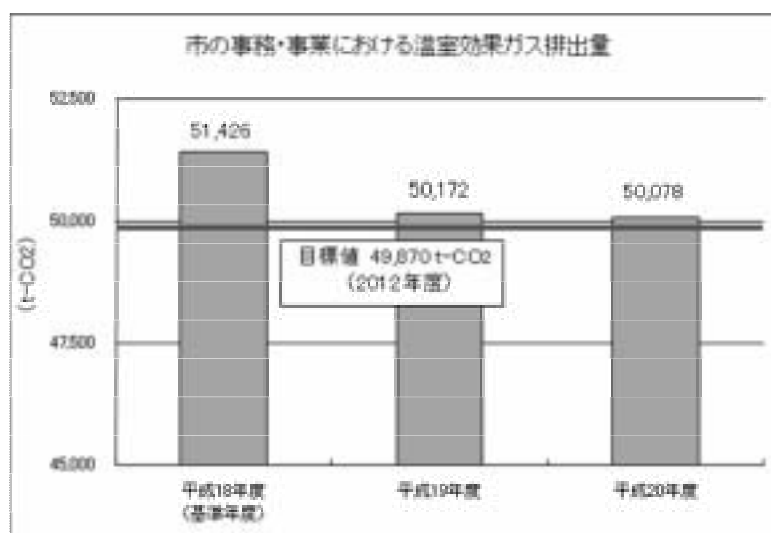
●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 地球温暖化やオゾン層破壊などの環境問題が、地球規模で広がりを見せるとともに、将来世代へも影響を及ぼすことが懸念されています。
- 事業に伴う公害に加えて、日常生活に起因する悪臭や近隣騒音などの都市・生活型公害※が増加傾向にあります。

【課題】

- 一人ひとりが環境について学び、自ら考え、ライフスタイルを見直すことによって、環境に配慮した行動を実践することが求められます。
- 市民、事業者、行政等あらゆる主体が協働して、環境への負荷の少ない社会を構築することが必要です。



用語解説

※ 都市・生活型公害：工場等が原因者となる従来型の産業公害とは異なり、都市化の進展や生活様式の変化などによって発生する公害のこと。

施策

4-02-01

環境にやさしい社会の構築

●施策の目標

一人ひとりが高い環境保全意識をもち、環境に配慮した行動を実践するとともに、あらゆる主体の協働により環境への負荷の少ない社会を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値		目標値
				2015 年
市の事務・事業における温室効果ガス排出量	t-CO ₂	50,078	(2008 年度)	49,870 (2012 年度)
環境基準達成度	%	93	(2008 年度)	100

●施策の展開方向

①環境保全行動の推進

- 市民、事業者、観光客等への啓発を行うことにより、環境への意識を高め、環境保全行動の実践につなげます。
- 子どもから大人までそれぞれの発達段階に応じた環境教育を推進することにより、一人ひとりが自発的に気づき、学び、行動する心を育成します。
- 環境に関する様々な情報を積極的に発信し、情報の共有化を図ります。

②地球温暖化対策の推進

- 市の事務・事業に関し、温室効果ガスの削減に向けた「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第2次）」に取り組むとともに、市域全体の実行計画を策定し、市民、事業者等との連携により温室効果ガス排出抑制に取り組みます。
- 奈良市地球温暖化対策地域協議会※等を通じ、市民、事業者、行政等あらゆる主体が協働して地球温暖化対策の推進に取り組みます。

③監視・調査体制の整備

- 大気、水質、騒音等環境の常時監視や事業場の立入り等により、公害の未然防止に努めます。
- 新たな環境基準や規制基準など監視・調査項目の増加などに備え、行政組織、検査部門を含めた監視・調査の体制整備に努めます。
- 関係部署及び関係機関との連携強化を図ります。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市環境基本条例 ◆奈良市環境基本計画

用語解説

※ 奈良市地球温暖化対策地域協議会：市民、事業者、行政等が、環境も経済も持続可能な社会を目指し、対等な立場で協議・活動する組織で、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第1項の規定に基づき、平成20年10月26日に設立された。

基本施策 4-03	関係する基本方向	関係する重点戦略
生活・環境衛生	基本方向③	

●基本施策に含まれる施策

生活・環境衛生

基本施策 4-03

環境美化の推進

施策 4-03-01

生活・環境衛生の向上と増進

施策 4-03-02

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 市内各地でボランティアによる美化活動が行われています。
- 人が多く集まる駅前広場や大通りでは、空き缶やたばこの吸い殻などポイ捨てによる散乱ごみが見受けられ、まちの美化促進の妨げになっています。
- 不法投棄多発地域に警告センサーを設置したことにより、その場所での不法投棄は減少しています。
- 日常生活に密着する環境衛生関係施設*の適正な衛生水準の確保を望む市民の意識が高まっています。
- 昨今のペットブームの中、無責任な飼い主による飼養放棄等の迷惑行為が多発しています。
- 現火葬場は、1982年(昭和57年)に全面改修し、その後部分改修を重ねましたが、火葬炉設備や施設は長期稼働に伴う経年劣化が進んでいる状況です。
- 近年の高齢化等の要因により、年々火葬件数が増加しています。また、核家族化等により墓地需要の増大も予想されます。

【課題】

- 美化活動を行う団体の要望を把握し、支援内容の見直しを図っていく必要があります。
- ポイ捨てによるごみの散乱を防止し、国際文化観光都市にふさわしいまちの美観の維持増進に努める必要があります。
- まちの美観の形成を図るとともに、安全で快適な生活環境を確保するため、指定された場所以外での喫煙を防止し、マナーの遵守を周知徹底する必要があります。
- 不法投棄多発地域の把握及び周囲の条件を踏まえた警告センサーの設置場所の選択が必要です。
- 環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するための監視指導が必要です。
- 動物の愛護及び飼い犬・飼い猫の適正飼養を普及啓発する必要があります。
- 新しい斎苑（火葬場）を早期に建設する必要があります。

用語解説

※ 環境衛生関係施設：理容所、美容所、興行場、旅館業（ホテル、旅館等）公衆浴場等。

施策 4-03-01	環境美化の推進
-----------------------------	-------------------------------------

●施策の目標

国際文化観光都市としてふさわしい、清潔で安心・快適な緑あふれる美しいまちづくりを目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値		目標値
				2015 年度
アダプトプログラム※推進事業 活動団体数	団体	48	(2009 年度)	75
美化促進重点地域における路上のごみの回収量	kg	2,712.0	(2009 年度)	2,170.0
不法投棄警告センサー設置箇所数	箇所	16	(2009 年度)	21

●施策の展開方向

①環境美化活動の推進

- アダプトプログラム推進事業を実施し、地域のボランティアによる道路、河川等の公共施設の美化活動を支援します。

②ポイ捨て・路上喫煙の防止

- 美化促進重点地域において清掃・巡回・啓発を行い、市民、観光客等のポイ捨て防止意識の向上を図るとともに、ポイ捨てしにくい環境づくりを推進します。
- 路上喫煙禁止地域において巡回・指導を行うことにより、喫煙のマナーやモラル意識の向上を図ります。

③不法投棄の規制強化

- 不法投棄多発地域に警告センサーを設置します。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	◇奈良市路上喫煙防止に関する条例
◇奈良市環境基本条例	◇奈良市ポイ捨て防止に関する条例
◆奈良市一般廃棄物処理基本計画	◆奈良市環境基本計画

用語解説

※ アダプトプログラム：里親制度と訳され、地域の公共スペースを養子に見立て、市民が里親になって美化活動を行い、見守る制度。

施策

4-03-02

生活・環境衛生の向上と増進

●施策の目標

日常生活に密接に関係のある理・美容所、旅館、公衆浴場等の環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するとともに、人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進に努めます。また、市民に親しみのもてる周辺環境との調和にも配慮した斎苑（火葬場）・墓地等の施設整備に努めます。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
環境衛生関係施設監視件数	件	181 (2009年度)	300
狂犬病予防注射数	頭	10,623 (2009年度)	11,000

●施策の展開方向

①環境衛生関係施設の衛生確保

- 環境衛生関係施設の適正な衛生水準を確保するための監視指導の充実を図ります。

②人と動物がともに暮らせるまちづくりの推進

- 動物の愛護と適正な飼養を図ります。
- 人と動物の共通感染症の予防につとめます。

③斎苑（火葬場）・墓地の整備

- 現火葬場に代わる新斎苑を、新市建設計画に基づき整備します。
- 核家族化等により多様化している市民のニーズにあった墓地の新設を検討します。

●関係する市の条例・計画

◆新市建設計画

基本施策 4-04	関係する基本方向	関係する重点戦略
廃棄物処理	基本方向③	

●基本施策に含まれる施策

廃棄物処理

基本施策 4-04

一般廃棄物の処理

施策 4-04-01

産業廃棄物の処理

施策 4-04-02

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 広報、イベント等3R※施策の推進について、多面的な啓発活動を展開し、ごみ減量とリサイクルを推進しています。
- 環境保全及び防災対策に配慮した処分場及び付帯施設の整備により、安定した一般廃棄物最終処分を行っています。
- 新しいごみ焼却施設の整備に向け、奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会において、移転候補地の選定及び循環型社会形成を推進するための施設整備の在り方について、協議・検討を進めています。
- し尿処理施設の適正管理に努めるとともに、し尿処理工程から発生する汚泥と生ごみを堆肥化することにより、ごみの減量化と堆肥へのリサイクルを推進しています。
- 産業廃棄物の発生量は増加傾向にあります。
- 産業廃棄物の不適正処理件数は横ばい傾向にあります。
- 建築物の解体工事における分別解体と特定建設資材の再資源化の実施を図っています。

【課題】

- 多様化するごみ・再生資源の分別を徹底し、適正な処理体制を整備し、より一層のごみ減量とリサイクルを推進します。
- 切迫した残余埋立容量を確保するために、最終処分場の整備工事を推進し、安定かつ継続した一般廃棄物最終処分を行います。
- クリーンセンターの建設に向けて、候補地周辺住民の方々との合意形成を図るとともに、全体事業費の縮減に向け、施設規模・内容・コストなどの面から検討する必要があります。
- し尿等搬入量の減少による汚泥の減少が堆肥の安定した供給に影響を及ぼし、生ごみの増量調達等の対策の検討が必要となっています。
- 更なるごみの発生抑制、再生利用等の推進を図る必要があります。
- 巧妙で悪質化する不適正処理に対する監視強化が必要となっています。
- 建築物の解体工事以外の建設工事などにおける特定建設資材の再資源化の徹底を更に図る必要があります。

用語解説

※ 3R：ごみの発生・排出を減らす3つの手法。Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(リサイクル)の3つの頭文字を取って3Rと呼ぶ。

施策
4-04-01

一般廃棄物の処理

●施策の目標

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用及び適正な処分が確保される循環型社会の形成を推進するとともに、循環型社会に対応した施設整備を推進します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015 年
家庭系ごみ排出量	t	63,876 (2009 年度)	策定中
事業系ごみ排出量	t	43,997 (2009 年度)	策定中
資源化量	t	9,502 (2009 年度)	策定中

●施策の展開方向

①ごみ減量・リサイクルの促進

- 3R 施策等の啓発活動を推進するとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが役割分担を果たし、ごみ減量とリサイクルを推進します。

②ごみの適正処理

- 環境に配慮し、循環型社会に対応した施設整備を推進します。
- 循環型社会形成を推進するため、環境にやさしく、安全で安心な施設として、また、エネルギーの回収と有効利用のための技術を積極的に導入した、新しいごみ焼却施設及びリサイクルセンター等の中間処理施設を整備します。

③し尿の適正処理

- 堆肥リサイクルを促進することにより、し尿汚泥及び生ごみの減量を図り、循環型社会の形成を推進します。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

◆奈良市地域循環型社会形成推進地域計画

◆奈良市第6期分別収集計画

◆奈良市一般廃棄物処理基本計画

◆一般廃棄物処理実施計画

◆奈良市生活排水処理基本計画

施策
4-04-02

産業廃棄物の処理

●施策の目標

更なる産業廃棄物の発生抑制と適正な処理の推進を図るとともに、巧妙で悪質化する不適正処理に対する監視パトロールを強化します。また、建設リサイクルに係る対象工事全般のパトロールの充実に努め、分別解体と特定建設資材の再資源化の徹底を図ります。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年
産業廃棄物の最終処分率※	%	0.7 (2008年度)	0.5
不適正処理（不法投棄、野外焼却等）件数のパトロール総箇所数に対する割合	%	6 (2009年度)	3

●施策の展開方向

①産業廃棄物の発生抑制

- 多量排出事業者に対して処理計画の作成及び実施状況報告を求め、廃棄物の減量化等を図ります。
- 建設リサイクルに係る対象工事全般のパトロールを実施し、特定建設資材の再資源化を更に進めることにより、産業廃棄物の発生抑制に努めます。

②産業廃棄物の適正な処理

- マニフェスト制度及び委託処理の適正化指導を行います。
- 不法投棄や野外焼却等の廃棄物の不適正処理の未然防止や早期是正のため、パトロールに努めます。
- 排出事業所や処理施設への立入検査により、適正処理の徹底を図ります。
- 使用済み自動車の適正処理の推進を図ります。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

用語解説

※ 産業廃棄物の最終処分率：奈良市の産業廃棄物多量排出事業者による産業廃棄物の埋立最終処分量の発生量に対する割合

基本施策 5-01	関係する基本方向	関係する重点戦略
土地利用	基本方向① 基本方向③ 基本方向④	

●基本施策に含まれる施策

土地利用

基本施策 5-01

計画的な土地利用の推進

施策 5-01-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 奈良市の持つ歴史的風土や豊かな自然環境などの特性を生かしたまちづくりを推進するため、市街化区域と市街化調整区域との区分や用途地域、高度地区等の指定を行い計画的な土地利用の誘導を図っています。
また、良好な住宅地として環境を保全する地区等に地区計画制度を導入しています。
- 公図と現況の差異など、基本となる地籍が明確化されていない土地が多数あります。
- 住所の整備が必要な公称町の区域がまだ多く残っています。

【課題】

- 社会経済情勢やライフスタイル等の変化に対応した土地の有効利用を図る必要があります。
- 今後とも良好な住宅地としての環境を保全する地区等については、市民参加による地区計画制度の導入を推進するとともに、地区の特性に応じたまちづくりを図るため地区計画制度を活用していく必要があります。
- 低炭素・循環型社会を前提とした集約型都市構造への転換が求められており、都市計画の基本的な方向、整備方針などを総合的に定めた「奈良市都市計画マスタープラン」を見直していく必要があります。
- 土地の利用や取引、公共事業の円滑化を図るためには、地籍の明確化は必要であり、地籍調査事業の早期完了が求められています。
- 住所に係る諸問題の解消により市民生活の向上を図るため、引き続き住居表示及び町界町名整備を推進していく必要があります。

施策

5-01-01

計画的な土地利用の推進

●施策の目標

歴史的風土や豊かな自然環境などの特性を生かしたまちづくりを推進するため、土地利用に一定の秩序を持たせ計画的な土地利用を図ることで、地域の実情に即した健全な都市の発展をめざします。

また、地籍の明確化により、適正な土地利用が促進され、地域の特性に応じた健全なまちづくりを目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
地区計画を定めている地区数	地区	26 (2009年度)	36
地籍調査事業の進捗率(都祁地域)	%	50.4 (2009年度)	67.0
住居表示実施町数	町	230 (2009年度)	239

●施策の展開方向

①秩序ある土地利用の促進

●区域区分※等の見直し

社会経済情勢、ライフスタイル等の変化に対応するためや集約型都市構造への転換をめざし、市街化区域と市街化調整区域との区分や用途地域、高度地区などの指定の見直しを検討します。

●地区計画制度の活用

良好な住宅地としての環境を保全する地区等については、市民参加による地区計画制度の導入を推進し、市街化区域では、相当規模の宅地開発事業、土地区画整理事業等が行われる地区について、基盤施設の整備や生活環境を保全するため、また、市街化調整区域においては、無秩序な開発を防止するとともに、地域の活性化や市街化区域隣接地、幹線道路沿道及び、鉄道駅周辺等における土地利用の整序を図るため地区計画制度を活用します。

●まちづくり支援制度の活用

市民がよりよい地域づくりをめざし、自主的に進める身近なまちづくり活動に対して、支援を行い市民参加のまちづくりを推進します。

②地籍調査の推進

- 地籍調査を完了している月ヶ瀬地域にあっては、成果の利活用促進と適正な管理に努めます。
- 地籍調査を現在継続中の都祁地域にあっては、早期事業完了を目指し計画的に調査を実施します。
- 都市部(人口集中地区)にあっては、事業着手に向け検討を進めます。

③住居表示及び町界町名の整備

- 住所の整備の必要性が高い区域から順次住居表示及び町界町名整備を進めていきます。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市都市計画マスタープラン

用語解説

※ 区域区分：市街化区域と市街化調整区域との区分をいう。

基本施策 5-02	関係する基本方向	関係する重点戦略
景観	基本方向① 基本方向② 基本方向③ 基本方向④	重点戦略2

●基本施策に含まれる施策

景観

基本施策 5-02

奈良らしい景観の形成

施策 5-02-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- ライフスタイルの変化により伝統的様式の建造物等が減少し、歴史的な町並みの魅力が低下しています。
- 豊かな自然景観が多く残っていますが、町並みや風景に調和しない建築物、屋外広告物、電線類が阻害要因となっています。
- 都市化により自然景観の要素となる、樹林地や田園風景が失われつつあります。
- 市民の景観に対する関心が高まりつつありますが、官民が連携した景観づくりのための組織づくりが遅れています。

【課題】

- 歴史的景観や文化的景観を大切に守り、町並みや建造物を保全する必要があります。
- 地域の個性を活かした魅力的なまちづくりの推進を図る必要があります。
- 1300年の時を超えた歴史的風土と自然景観を保全する必要があります。
- 市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりが求められています。



大池から大和青垣への眺め



歴史的なまち（奈良町）



伝統的な祭り（おん祭り）



市民と協働によるまちづくり

施策

5-02-01

奈良らしい景観の形成

●施策の目標

豊かな自然・歴史・文化を基盤に古都として風格ある景観が、形づくられ守られてきました。それらの歴史的遺産等を後世に伝え、愛着と親しみと誇りのもてる、魅力ある奈良らしい景観づくりを市民とともに目指します。

●目標の達成度を評価する指標

	単位	現状値	目標値 2015年度
景観まちづくりに関する参加団体*数	団体	19 (2010年度)	50

●施策の展開方向

①歴史と文化を活かしたまちづくり

- 奈良町など歴史的な町並みや伝統的様式の建造物等を保全すると共に、魅力あるまちを創造します。
- 歴史、文化、伝統産業等を活かした未来への持続可能な景観づくりを進めます。
- 文化観光資源の保全と活用を図る取り組みを進め、国際文化観光都市として魅力の向上を図ります。

②地域の景観特性に即した景観づくり

- 景観計画*に基づき、良好な景観形成を図っていくと共に、優れた風景を後世に伝えるための方策を検討します。
- 周辺の景観と調和した屋外広告物等の規制誘導を図ります。
- 景観の阻害要因となる電線類については、無電柱化等を推進します。

③自然環境の保全育成

- 歴史的風土の保存、風致地区の保全育成など自然環境を保全します。
- 樹木の保存と緑化のために、保存樹指定等の既存樹木の保全制度を推進します。
- 都市と自然や田園風景が調和した、まちづくりを進めます。

④協働による景観まちづくり

- 市民の景観意識を醸成するための施策を展開します。
- 景観まちづくり市民組織の結成、育成を支援すると共に、各組織のネットワーク化を図ります。
- 地域の貴重な景観資源を発掘し、それを市民一人ひとりが活かせる景観施策を推進します。

●関係する市の条例・計画

◇なら・まほろば景観まちづくり条例 ◇奈良市屋外広告物条例

◆奈良市景観計画 ◆奈良市都市計画マスタープラン

用語解説

※ 景観計画：景観法（平成16年に制定された景観に関する総合的な法律）に基づき、良好な景観形成を図るため、対象区域、景観形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木の指定方針等を定める計画。

※ 景観まちづくりに関する参加団体：違反広告物を撤去するボランティア（古都奈良美守り隊）等の景観に関する市民団体で、奈良市（景観課）に登録等された団体。

基本施策 5-03	関係する基本方向	関係する重点戦略
交通体系	基本方向② 基本方向③ 基本方向④	重点戦略3

●基本施策に含まれる施策

交通体系

基本施策 5-03

交通利便性の向上

施策 5-03-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 観光シーズンの休日に、市役所の駐車場を利用してパークアンドライドを実施しています。
- 生活路線バスは合併時の地元要望として旧2村と旧奈良市を結ぶ新市としての交流を促進するため運行しています。
- 近鉄奈良駅周辺は、1970年（昭和45年）近鉄奈良線の地下化が図られ、またJR奈良駅周辺では1998年（平成10年）からJR線の連続立体交差事業を進めています。しかし、本市には鉄道と道路が平面交差する箇所も多くあり、特に近鉄大和西大寺駅付近においては踏切により交通が遮断され周辺道路では交通渋滞が発生しています。

【課題】

- 奈良公園周辺の渋滞緩和に資するためには、パークアンドライドの利用者の一層の増加に努める必要があります。
- 生活路線バスは乗降客の伸びが少なく運行形態、経費等について関係機関との調整が必要です。
- 鉄道と道路の平面交差は交通の円滑化、安全性の確保並びに地区の一体化を図るうえでの弊害となり、良好な市街地形成の阻害要因となっているため、近鉄大和西大寺駅付近では、その対策が望まれています。

施策

5-03-01

交通利便性の向上

●施策の目標

交通は、市民生活における諸活動の基礎であることから、移動の快適性、交通の質の向上、他の交通手段への乗り換えを容易にするなどの施策によって、安全性を確保するとともに、交通の質を向上させることを目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値		目標値
				2015年度
パークアンドライド駐車台数	台	2,000	(2009年度)	3,000
生活路線バス乗降人数	人	10,000	(2009年度)	10,000

●施策の展開方向

①交通渋滞の緩和

- パークアンドライド事業の推進

奈良公園を中心に発生する交通渋滞を緩和するために、観光客に駐車場を無料開放し、パークアンドバスライドとサイクルライドを実施し、より一層の利用の増加を図ります。

- 世界遺産の集積する奈良公園周辺への車の流入を減少させるために、本市を訪れる観光客の交通手段を車から公共交通機関に転換を図る施策を実施します。
- 連続立体交差事業の推進

J R奈良駅付近では、周辺地区の市街地整備事業とあわせて計画したJ R奈良駅周辺連続立体交差事業による鉄道高架化も完了し、残る連立関連事業の整備について完成をめざして推進していきます。

②高速交通体系の整備

- リニア中央新幹線の停車駅を本市に設置するよう、他の自治体と連携して関係機関に対して誘致活動を継続して実施していきます。

③鉄道の利便性向上

- 鉄道輸送力増強事業の推進

奈良市に繋がる関西本線の複線電化とJ R奈良線の複線化を実現するよう他関係市町村と連携してJR西日本に働きかけます。

- 主要駅の交通結節点機能の強化

近鉄大和西大寺駅周辺では、駅周辺における交通渋滞の緩和や、乗り換えの利便性の向上、歩行者空間のバリアフリー化など交通環境の改善と、鉄道による地域の南北分断を解消する手法についての検討、整備を行います。

④地域公共交通の充実

- 生活路線バスを運行しています。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市都市計画マスタープラン

◆奈良市交通安全計画

基本施策 5-04	関係する基本方向	関係する重点戦略
道路	基本方向③	

●基本施策に含まれる施策

道路

基本施策 5-04

道路整備の推進

施策 5-04-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 人口減少、少子高齢化社会等の社会情勢の変化により、将来、自動車交通量が減少すると推計され、コンパクトなまちづくりへの転換期を迎えています。
- 本市の都市計画道路の整備率は依然低い水準にあることから、市街地への交通集中における慢性的な渋滞が発生しています。
- 本市の生活道路は昔ながらの幅員の狭い道路が多く、交通事情が悪化しており、また歩行者の安全性を欠く道路が多くなっています。

【課題】

- 社会経済情勢の変化と本市の現状等を踏まえて、今後の都市計画道路のあり方について、適切な見直しを行う必要があります。
- 街路網の骨格をなす幹線道路を計画的かつ重点的に整備し、渋滞緩和を図る必要があります。
また、主要駅から観光地を結ぶ幹線道路については、歩行者にとって安全で安心な道路に改善整備する必要があります。
- 市民生活に支障をきたしている道路の新設・改良を進める必要があります。
- 歩行者が安全で安心できる快適な歩行空間と良好な景観を確保するため、無電柱化を進める必要があります。



都市計画道路 平城学園前線



近鉄菟蒲池駅北口駅前広場



電線共同溝（鶴福院町）



（仮称）奈良阪川上線

施策

5-04-01

道路整備の推進

●施策の目標

都市計画道路の整備を推進し、生活道路の新設・改良を進めることにより、歩行者や車が安全で円滑に移動できるまちを目指します。

また、無電柱化を推進し、歩行者が安全に安心して歩行できる空間を確保します。

●目標の達成度を評価する指標

	単位	現状値	目標値 2015年度
都市計画道路の整備率	%	51.8 (2009年度)	54.0
道路整備延長	km	128.63 (2009年度)	137.24
電線類共同溝整備延長	m	2,150 (2009年度)	3,360
電線類美化整備延長	m	0 (2009年度)	440

●施策の展開方向

① 都市計画道路の整備

● 京奈和自動車道の整備促進

高規格幹線道路網整備の一環として進められている京奈和自動車道の全区間早期着手、完成に向け、1988年（昭和63年）に設立された「京奈和自動車道整備促進期成同盟会」を中心に促進運動を展開し、関係機関にはたらきかけていきます。

● 奈良市都市計画道路網の見直し

人口減少、少子高齢化社会の到来などの社会的経済情勢の変化を踏まえ、未着手道路の必要性を総合的に点検・検証します。

● 交通渋滞の解消となる幹線道路網を計画的かつ重点的に整備促進していきます。

● 都市活動の中心地である主要駅と、周辺の生活拠点や観光拠点とを機能的に結ぶ誘導路として整備していきます。

② 生活道路の新設・改良

● 日常生活の利便性向上を図るため、住民の合意形成を図りながら、効果的に道路の新設及び改良を推進します。

③ 無電柱化等の推進

- 美しい景観の創出や歩行空間確保のため、幹線道路や商業地区を中心に無電柱化を推進します。
- 奈良町周辺の歴史的な街並み景観を守るため、電線類の美化を推進します。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市都市計画マスタープラン

基本施策 5-05	関係する基本方向	関係する重点戦略
市街地整備	基本方向① 基本方向③	

●基本施策に含まれる施策

市街地整備

基本施策 5-05

市街地整備の推進と適正な誘導

施策 5-05-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 国際文化観光都市としてふさわしい街並みの形成をめざし、駅周辺地域では土地区画整理事業等による市街地整備を推進しています。
- 本市は、大阪近郊の住宅適地として昭和40年前後から住宅需要が急増し、民間の宅地開発によって新しい市街地が形成されました。これらの宅地開発においては、「都市計画法」や「奈良市開発指導要綱」等に基づき道路、公園等の都市基盤施設※の整備が図られました。
- 人口減少社会の到来等により住宅地開発面積は減少しているものの、本市の住宅地の特徴である緑豊かでゆとりある良好な魅力ある住宅地開発の要望はますます高まっています。
- 少子・高齢化社会の到来や市民のライフスタイルの変化に伴い、これまでに形成されてきた市街地の再整備や郊外居住者の生活ニーズに対応した生活利便施設の立地の要望も高まっています。

【課題】

- 駅前広場や道路等の都市基盤施設の脆弱な地域について、防災機能をあわせた基盤整備等の検討を行う必要があります。
- 道路、公園等の公共施設や排水設備等必要な施設の整備を行うなど一定の宅地水準を確保することで、良好で安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を図る必要があります。

用語解説

※ 都市基盤施設：適正な都市化を促進するために必要な都市的規模におよぶ施設のことで、道路、鉄道、公園、上下水道、エネルギー供給施設等の公共施設をいう。

施策
5-05-01

市街地整備の推進と適正な誘導

●施策の目標

駅前広場や道路等の都市基盤施設の整備、改善を行い、良好な市街地の形成を図り、国際文化観光都市としてふさわしい街並みの形成を目指します。

また、「都市計画法」「宅地造成等規制法」及び「奈良市開発指導要綱」等の適切な運用に基づき周辺市街地と調和のとれた健全な市街地の形成を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値		目標値
				2015年度
駅前広場整備済箇所数（累計）	箇所	10	（2009年度）	13
土地区画整理事業施行済面積（累計）	ha	733	（2009年度）	772

●施策の展開方向

①駅周辺地区の整備

● JR 奈良駅周辺地区の整備

東西駅前広場の整備を進めるとともに、JR 奈良駅南特定土地区画整理事業により良好な市街地の形成を図ります。

● 近鉄大和西大寺駅周辺地区の整備

西大寺南土地区画整理事業による市街地整備と併せ、南口駅前広場の整備を進めます。また駅北側では、北口駅前広場を整備することにより、都市基盤施設の強化を図ります。

● 西ノ京駅周辺地区等の整備

都市基盤施設が脆弱な西ノ京駅周辺地区について、整備手法等を検討し整備を進めます。

また、富雄駅北地区などその他の駅周辺地区においても、整備のあり方などを検討します。

②良好な宅地水準の確保

- 一定規模以上の開発行為について、道路、公園等の公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけ一定の宅地水準の確保に努めます。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市都市計画マスタープラン

◆奈良市開発指導要綱

基本施策 5-06	関係する基本方向	関係する重点戦略
公園・緑地	基本方向① 基本方向② 基本方向③ 基本方向④	

●基本施策に含まれる施策

公園・緑地

基本施策 5-06

公園・緑地

施策 5-06-01

●施策をとりまく現状と課題

- 【現状】
- 本市には、規模の大きい奈良公園があるほか、平城宮跡歴史公園が新たに整備される予定となっています。
 - 運動公園や地区公園、近隣公園、街区公園などの都市公園の整備を進め、緑の確保に努めています。
 - 少子・高齢化などにより公園の利用形態が変化し、公園に対する市民のニーズも多様化しています。
 - 遊具等公園施設の老朽化した公園が増加しています。
- 【課題】
- 多様化する公園利用者のニーズに対応するために、施設の充実を図るとともに、公園の再整備が求められています。

◆公園の設置状況

		2005年度		2006年度		2007年度		2008年度		2009年度	
		園数	面積 (a)	園数	面積 (a)	園数	面積 (a)	園数	面積 (a)	園数	面積 (a)
都市公園	街区公園	387	5,323	394	5,359	408	5,423	414	5,439	422	5,462
	近隣公園	8	1,819	8	1,819	8	1,819	9	1,919	9	1,919
	地区公園	3	1,566	3	1,566	3	1,566	3	1,566	3	1,566
	運動公園	1	2,780	1	2,780	1	2,780	3	2,780	1	2,780
	総合公園	1	2,320	1	2,320	1	2,320	3	2,320	1	2,320
	都市緑地	86	8,604	86	8,604	88	8,680	88	8,680	88	8,680
	広域公園	1	50,238	1	50,238	1	50,238	1	50,238	1	50,238
	計	487	72,650	494	72,686	510	72,826	521	72,942	525	72,965
	自然公園	1	6,500	1	6,500	1	6,500	1	6,500	1	6,500
	国定公園	1	270,464	1	270,464	1	270,464	1	270,464	1	270,464
	児童遊園	16	80	16	80	16	80	16	80	16	80
	総 計	505	349,694	512	349,730	528	349,870	539	349,986	543	350,009

施策 5-06-01	公園・緑地
---------------	-------

●施策の目標			
「奈良市緑の基本計画」に基づき、少子・高齢化社会や市民ニーズの多様化に対応し、市民が安全に安心して利用できる緑豊かな公園づくりを目指します。			
●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
グリーンサポート制度による公園管理率	%	20 (2010年度)	40
●施策の展開方向			
①公園・緑地の管理や運営の多様化			
グリーンサポート制度などを活用することによって、公園利用者のニーズに対応することができるよう管理・運営の多様化と拡充を図ります。			
②公園・緑地の整備の推進			
公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、施設設置や整備を進めます。			
●関係する市の条例・計画			
◆奈良市都市計画マスタープラン ◆奈良市緑の基本計画			

基本施策 5-07	関係する基本方向	関係する重点戦略
住環境	基本方向③ 基本方向④	

●基本施策に含まれる施策

住環境

基本施策 5-07

市営住宅

施策 5-07-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 本市の市営住宅は昭和26年の「公営住宅法」の制定から整備を推進してきました。しかしながら、これらの住宅の多くは、昭和50年以前に建設されたものであり、狭小・老朽化しているため、今後一斉に更新時期を迎えることになります。

【課題】

- だれもが安心して快適に住み続けられる居住水準の向上を図った市営住宅の改善や整備が必要であり、少子・高齢化に伴う長寿社会に備えた住環境整備と住宅の長寿命化計画の推進のため改善、整備を図る必要があります。

●公営住宅等整備事業

【良質な住宅の供給により子育て世代や長寿社会に対応した住まいづくり】

老朽・狭小化した市営住宅を準耐火造2階建てに建替え整備を行います。



●公営住宅等ストック総合改善事業

【既存建築物の改修を促進し、安心安全に暮らせるまちづくり】

既存ストックの有効活用及び安全で快適な住環境整備の観点から、次の整備を行います。

- ・給水設備改修工事
- ・非難ハッチ改修工事
- ・ガス管改修工事

また長寿命化対策として、次の整備を行います。

- ・外壁改修工事
- ・屋上防水工事



施策

5-07-01

市営住宅

●施策の目標

「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、その実現化に向け計画的かつ効果的な改善・更新を図るとともに、市営住宅の改善や長寿命化を図り、安全で安心して住める良好な住環境と居住水準を備えた整備を進めます。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015 年
中高層市営住宅の外壁改修改善実施率	%	24 (2009 年)	58

●施策の展開方向

① 市営住宅の整備

- ゆとりと豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、市営住宅の質の向上を目指し、狭小で老朽化した市営住宅の改善・整備を進めます。

② 市営住宅の有効活用

- 老朽化した市営住宅の改善を行い、長寿命化を図ります。

●関係する市の条例・計画

◆公営住宅ストック総合活用計画

基本施策 5-08	関係する基本方向	関係する重点戦略
上水道	基本方向③	

●基本施策に含まれる施策

上水道

基本施策 5-08

信頼の水道 未来へつな
ぐライフライン

施策 5-08-01

●施策をとりまく現状と課題

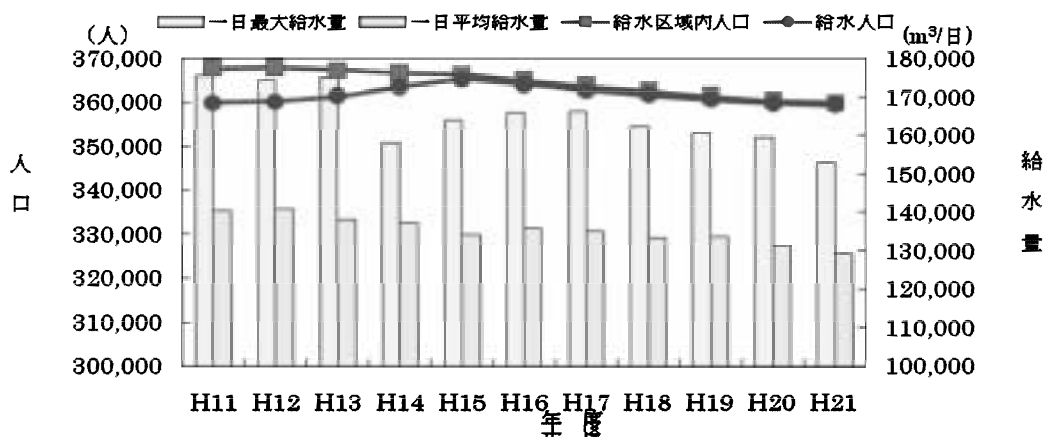
【現状】

- 本市の水源である布目川・白砂川と木津川は良好な水質を維持し、水量を確保しています。また、水道施設は新総合計画(平成 3～12 年度)の目標人口である 40 万人に対する整備を完了しています。
- 給水量は節水型機器の普及、節水意識の高まり及び給水人口の減少などにより減少傾向にあります。
- 水道施設への投資額の蓄積としての水道資産は、平成 21 年度で約 1,450 億円となり、給水人口一人当たりの資産額は約 40 万円となります。
- 財政状況において、水道料金収入は水需要の減少に伴い減少傾向で収入の確保は年々厳しさを増しているなかで経営努力を行い、平成 11 年度から料金を据え置いています。

【課題】

- 将来人口が減少する予測となっていることから、給水人口も減少すると共に給水量も減少していくと見込まれます。
- 水道施設の老朽化が進んでいくことから更新需要が増加し、平成 27 年度以降は毎年約 30 億円の事業費が必要となります。
- 給水量の減少と更新需要の増加による財政の見通しは、公営企業として潤沢な留保資金を持たない厳しい財政状況が予測されます。
- 水道事業は拡張の時代から維持管理の時代に移行し、今後収益増につながらない耐震化や更新事業が増えて事業運営は厳しくなると予想されます。

給水人口と給水量の推移



用語解説

施策

5-08-01

信頼の水道 未来へつなぐライフライン

●施策の目標

水道は市民生活や社会経済活動に欠かすことのできないものであり、将来にわたってライフラインとしての水道を維持しつつ、事業の透明性を確保し市民から信頼される水道を確立することが最も重要と考え、「奈良市水道事業中長期計画」の将来像「信頼の水道 未来へつなぐライフライン」の実現に努めます。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
鉛製給水管率(PI※ 1117)	%	50.2 (2009年度)	44.0
管路の耐震化率(PI 2210)	%	11.9 (2009年度)	14.0
経常収支比率(PI 3002)	%	107.8 (2009年度)	105.0

●施策の展開方向

①安心できる水道

- いつまでも安全で快適な水道水を供給できるよう、浄水場から蛇口までの水質管理を徹底し、良質な水づくりに努めます。
- 現在の水質を守るため水源流域の保全にも取り組み、将来にわたり、いつでも安全で安心できる水道を目指します。

②頼りになる水道

- 水道は生活に不可欠なものであり、平常時はもとより災害・事故時においても給水できるように目指します。
- 水道事業は、浄水場や管路をはじめ多くの施設の維持管理が必要となっています。水道は一つの連続したシステムであり、全体として効果的に機能するために施設の整備・更新や送配水システムの構築を着実かつ計画的に進め、市民のライフラインとして、頼りになる水道を目指します。

③喜ばれる水道

- 水道事業はお客様からの水道料金で成り立っており、たゆまない経営努力により適正な料金で水道水を提供するように努めます。
- 民間的経営手法を活用しながら効率的な運営による経営基盤の強化を目指します。
- ニーズに合った的確な情報提供に努め、お客様に信頼され、喜ばれる水道を目指します。

④環境に配慮する水道

- 水道事業は多くの電力を消費することから省エネルギーに努めるとともに、副産物の有効利用を進め、環境に配慮する水道を目指します。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市水道事業中長期計画

用語解説

※ PI（水道事業ガイドライン業務指標）：(社)日本水道協会が、全国統一規格として、水道事業全般を多面的に定量化する指標で、137項目定めています。水道局では、毎年試算してホームページ等で公表しています。

基本施策 5-09	関係する基本方向	関係する重点戦略
簡易水道	基本方向③	

●基本施策に含まれる施策

簡易水道

基本施策 5-09

水の安定供給

施策 5-09-01

●施策をとりまく現状と課題

- 【現状】
- 水質管理、施設管理を徹底し、水道水の安定供給に努めています。
- 【課題】
- これからも安全で安心して飲める水を安定的に供給するため、老朽化した施設の計画的な更新が必要となります。
 - 健全経営を推進するため早急に地方公営企業法を適用することが必要です。

施策

5-09-01

水の安定供給

●施策の目標

計画的に水道施設を整備し、日常生活に必要な水の安全で安定的な供給を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
簡易水道の地方公営企業法適用化業務進捗率	%	35.3 (2010年度)	100.0

●施策の展開方向

① 安全で安心できる水道

- 安全で安心な水道水を供給できるよう水質の維持及び施設管理の充実を図ります。
- 水質を守るため水源流域の保全に取り組みます。

② 簡易水道の健全経営の推進

- 簡易水道事業（月ヶ瀬給水区域、都祁給水区域）の健全経営のため、地方公営企業法適用化業務や、移管に係る施設整備等を進め、水道局への早期移管を目指します。

●関係する市の条例・計画

◆新市建設計画

基本施策 5-10	関係する基本方向	関係する重点戦略
下水道	基本方向③	

●基本施策に含まれる施策

下水道

基本施策 5-10

下水道の整備

施策 5-10-01

●施策をとりまく現状と課題

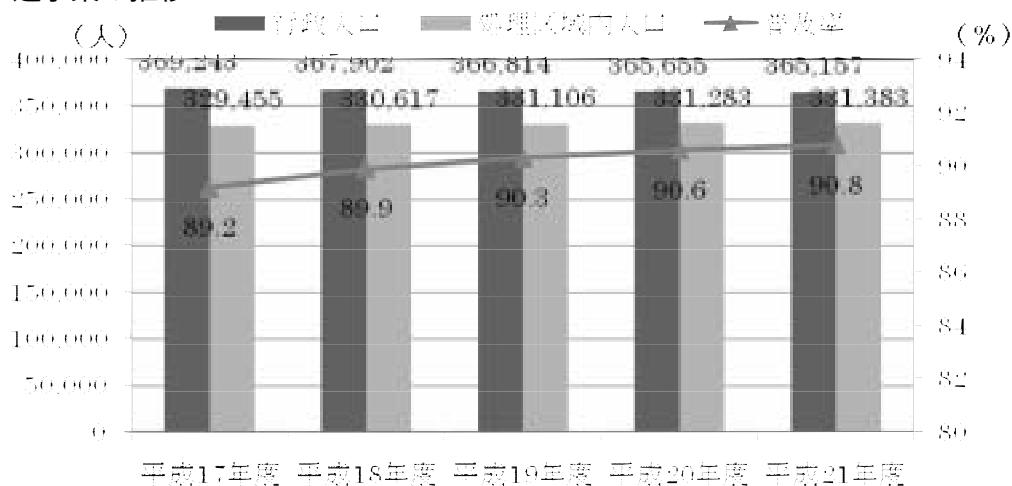
【現状】

- 昭和 26 年から公共下水道事業に着手し、現在は 6,568ha の認可区域内で整備を進めており、平成 21 年度末現在の公共下水道の普及率*は 90.8%となっています。
- 東部、月ヶ瀬及び都祁地域については、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業を行っています。

【課題】

- 浸水等に対する安全性の向上と河川等への汚濁を軽減し、水質保全を図るための対策について取り組む必要があります。
- 下水道施設の経年劣化に伴い、管路・処理場施設等の耐震化・長寿命化を図る必要があります。
- 下水道整備の進捗とともに、維持管理規模が拡大しているため、管理体制の一層の充実及び維持管理の効率化を図る必要があります。
- 下水道整備区域内で、全戸の水洗化を進めるため普及、啓発活動の強化を図る必要があります。
- 下水道事業として経営健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図る必要があります。

■下水道事業の推移



用語解説

※ 普及率：処理区域内人口の行政人口に対する割合

施策 5-10-01	下水道の整備
---------------	--------

●施策の目標

下水道は、市民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全などの役割を担っており、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできない施設であるため、計画的かつ効率的に整備し、快適で豊かな生活環境を形成するとともに、安心・快適なまちづくりを進めます。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
公共下水道普及率	%	90.8 (2010年度)	91.3

●施策の展開方向

①下水道整備の推進

- 計画的かつ効率的に下水道の整備を推進します。
- 東部、月ヶ瀬及び都祁地域については、農業集落排水事業や浄化槽設置整備事業を推進します。
- 浸水への安全性を確保するための整備を図るとともに、河川等の水質汚濁防止対策を推進します。

②下水道施設の維持管理・更新

- 管路・処理場施設等に対する耐震化を図るとともに長寿命化計画を策定し、優先順位に基づき順次整備を図ります。
- 管路・処理場施設等の効率的な維持管理を推進します。
- 適正な維持管理を行うために下水道の経営基盤の強化を図ります。

③下水道に関する普及・啓発活動の推進

- 下水道整備区域における未水洗化世帯の早期解消に向けて、普及啓発活動を強化します。
- 下水道の役割や効果について市民の理解を得るために学校教育、地域社会活動等の場を活用し、啓発活動を行い、下水道普及促進を図ります。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市下水道条例

基本施策 5-11	関係する基本方向	関係する重点戦略
河川・水路	基本方向③ 基本方向④	

●基本施策に含まれる施策

河川・水路

基本施策 5-11

河川・水路の整備

施策 5-11-01

●施策をとりまく現状と課題

- 【現状】 ○ 本市には佐保川、秋篠川、岩井川など奈良県が所管する 25 本の一級河川と、奈良市が管轄する 13 本の準用河川、252 本の普通河川、11 路線の都市下水路、約 7,500 本の法定外公共物（水路）があります。
- 【課題】 ○ 水利状況を考慮に入れ、都市化や地球温暖化等によるゲリラ豪雨などの異常気象にも対応できるように、河川機能を高める必要があります。



多自然型による改修された普通河川

施策 5-11-01	河川・水路の整備
---------------	----------

●施策の目標			
市民の安全と安心を確保するため、都市化や地球温暖化等によるゲリラ豪雨などの異常気象に対応できる河川を目指します。			
●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
浸水対策事業実施済箇所数	箇所	19 (2009年度)	21

●施策の展開方向	
①治水対策・流域対策 ● 浸水被害を解消するため、河川改修工事及び浸水対策工事を実施します ● 各河川における流域の保水能力を高めるため、雨水貯留浸透施設の設置及びため池治水利用施設の設置を図ります。 ● 民間の開発に伴う雨水流出を防ぐため、調整池の設置を指導します。	
②都市下水路改修 ● 河川改修工事との整合を図りながら計画的に改修します。	

●関係する市の条例・計画

基本施策 6-01	関係する基本方向	関係する重点戦略
観光	基本方向① 基本方向② 基本方向⑥	重点戦略3

●基本施策に含まれる施策

観光

基本施策 6-01

観光力の強化

施策 6-01-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 世界遺産をはじめとして、歴史・文化の豊富な観光資源を有しています。
- さらなる魅力ある飲食店や買いたくなる土産物などが求められています。
- 統一的なプロモーション活動や効果的な情報発信が十分とは言えない状況です。
- 市民や事業者自身の、奈良市の歴史的・文化的魅力への理解がより一層求められています。
- 駅の案内板やバスの路線系統、案内標識などの中に、主要観光施設への経路がわかりにくい部分があります。
- 観光シーズンには交通渋滞が慢性的に発生しています。
- 大規模なホテルが不足しています。

【課題】

- 奈良市内での消費が進み、地域経済の振興につなげる必要があります。
- 奈良が持つ様々な資源の魅力を引き出す必要があります。
- 効果的・統一的な情報発信や観光プロモーションの仕組みを整える必要があります。
- 案内板や案内標識などを点検し、改善を図る必要があります。
- 大規模なイベント・コンベンションや宿泊観光の需要に応えるため、宿泊施設の誘致が必要です。

施策

6-01-01

観光力の強化

●施策の目標

市民や来訪者が、奈良の美しい自然や歴史・文化に触れ、人々と交流する中で、「しみじみと本物の良さを味わう奈良」・「魅力的であたたかな人々に出会う奈良」・「次々と世界中の人が集う奈良」を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年
観光客入込客数	万人	1,435 (2008年)	1,491
宿泊客数	万人	228 (2008年)	267

●施策の展開方向

①観光資源・施設の整備・充実

- 既存の資源に新たな付加価値をつけます。
- ブランド力のある商品・資源を育てます。
- 伝統芸能や工芸など体感・体験できる体制を整えます。
- オフシーズン向けの観光資源を育てます。
- 県内外の観光地との広域連携による新たな観光資源の形成を図ります。
- 高級・安価、高齢者・外国人向けなど多様な選択肢のある宿泊施設の提供を図ります。
- 観光トイレや観光案内看板等の環境の整備を図ります。
- 月ヶ瀬梅公園、梅林周遊道路の整備を行い、観光ネットワークの一つとしての環境整備を図ります。

②観光客受入体制の充実

- 事業者・市民が奈良の歴史・文化を学び、奈良の魅力の理解のもと、来訪者へのおもてなしのこころの醸成により充実したサービスの提供を図ります。
- 着地型観光のコーディネート機能の強化を図ります。
- バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。
- スムーズに移動できるよう、交通規制、自転車利用の利便性向上など交通機能の向上を図ります。

③コンベンションの誘致推進

- 一般財団法人奈良県ビジターズビューローと協力して、コンベンション誘致を推進します。

④観光情報の発信

- 効果的、統一的な情報発信・提供体制の充実を図ります。

⑤外国人観光客の誘致促進

- 成長著しい東アジアからの観光客誘致を図ります。
- 外国人観光客に対応できる人材育成を図ります。
- 海外メディア・エージェントへの情報提供を積極的に行います。
- 観光パンフレットや観光案内板の多言語表記を進めます。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市観光交流推進計画

基本施策 6-02	関係する基本方向	関係する重点戦略
交流（国際交流）	基本方向② 基本方向⑤ 基本方向⑥	

●基本施策に含まれる施策

交流（国際交流）

基本施策 6-02

国際交流の活発化

施策 6-02-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 現在世界では、社会・経済・文化的な現象が短時間で地球規模に広がるグローバル化が急速に進んでいます。また、情報通信技術の発達により、瞬時に世界と情報交換ができるようになり、国際交流を巡る環境は大きく変貌しつつあります。
- 現在本市では海外の6つの都市（慶州・トレド・西安・ベルサイユ・キャンベラ・揚州の各都市）と友好・姉妹都市提携を行い、経済・文化・教育・スポーツ・人材などの分野で交流を行うための協定を結び、友好・姉妹都市交流を中心に国際交流事業を行っています。
- 平城遷都1300年を契機に、平城京の置かれた奈良は世界の注目を浴びました。この記念すべき年に合わせ、2010年秋に「歴史都市の文化継承と創造的再生」をメインテーマに「第12回世界歴史都市会議※」を開催しました。
- 市民の国際理解を深めてもらうために、国の外国青年招致事業により友好都市である揚州市から国際交流員（CIR）を招致しています。

【課題】

- 国際交流の主体は市民であり、市民との継続的な協働が必要です。
- 交流を促進する上で、情報通信技術を活かした、タイムリーな海外への情報発信が求められています。
- 国際的な視野を持ち、国際交流を担う人材の育成を支援する必要があります。
- 国際文化観光都市として、友好・姉妹都市との交流を促進するとともに、広く世界の諸都市との交流を促進することが求められています。

用語解説

※ 第12回世界歴史都市会議：昭和62年（1987年）に京都市の呼びかけにより、第1回世界歴史都市会議が京都で開催されました。第1回会議に参加した26都市を会員として設立された世界歴史都市会議協議会が発展的に解消し、世界歴史都市連盟（会長：京都市長）が設立されました。連盟には86都市、55カ国（平成22年6月現在）が加盟しており、会議は概ね2年に一度会員都市で開催されています。奈良市は平城遷都1300年祭の事業として、2010年（平成22年）10月12日～15日に「第12回世界歴史都市会議」を開催しました。

施策

6-02-01

国際交流の活発化

●施策の目標

国際交流の目的は、互いの文化を尊重し、その多様性を認め合うことにより、平和な社会を築くことにあります。また、市民が異文化を知ることによって、自らの属する文化や地域に対する理解がより深まるとともに、誇りや愛着が生まれ、まちづくりの担い手を育てることができます。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年
国際交流団体の登録件数	団体	13 (2010年)	20

●施策の展開方向

① 国際交流の活発化

- 国際交流活動を行う市民団体の活動との協働を推し進めます。そして、市民の自発的な活動を尊重した国際交流の活性化を目指します。
- 国際化社会に対応した人材を育てるための支援を行います。
- 海外との交流を活発にするための情報通信技術を積極的に活用するとともに、各種 PR 媒体の多言語化に取り組みます。
- 国際交流員（C I R）※の活動により、市民の異文化に対する理解を深める機会を提供します。
- 「第12回世界歴史都市会議」で広く世界に訴えかけた、「文化の多様性」と「共生」の考え方を世界に発信し続けます。

●関係する市の条例・計画

◆新奈良ブランド開発計画

用語解説

※ 国際交流員（C I R：Coordinator for International Relations）：国が実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業（日本における外国語教育の充実を図るとともに、青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ることを通じて日本と諸外国との相互理解を増進し、日本の国際化の促進に資するために行われている）によって来日し、地方公共団体の国際交流担当部局等で働く青年のことを指します。

基本施策 6-03	関係する基本方向	関係する重点戦略
農林業	基本方向②	

●基本施策に含まれる施策

農林業

基本施策 6-03

農林業の振興

施策 6-03-01

●施策をとりまく現状と課題

- | | |
|------|---|
| 【現状】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 少子高齢化、農業後継者不足に伴う耕作放棄地が増加しています。 ○ 中山間地域における地形的不利な条件や担い手不足などに加え、野生鳥獣害による獣害による営農意欲への減退が進んでいます。 ○ 食の安全・安心に対する不安や信頼の低下を招いています。 ○ 森林所有者の管理・経営意欲の喪失や林業後継者の不在などによる放置林が増加しています。 |
| 【課題】 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業後継者や新たな担い手の確保が必要です。 ○ 農地の流動化や利用集積による優良農地の確保と集団的営農化等への推進が必要です。 ○ 食料の自給率向上と安定供給への体制整備が必要です。 ○ 野生鳥獣被害対策の推進が必要です。 ○ 採算性の高い林業経営の推進や、就労環境の改善などを通じて、林業を魅力のある産業としての推進していく必要があります。 |

平成21年度 耕作放棄地の現況		
地目	筆数(件)	面積(m ²)
田	1,619	692,120
畑	261	102,110
計	1,880	794,230
* 保全管理地を含む		

施策

6-03-01

農林業の振興

●施策の目標

魅力ある農業・農村づくりの推進に向け、農業経営の安定と特色ある農業の振興、農村地域の活性化を目指します。

また、森林資源の保全と林業就農者の確保に努め、林業の活性化を図り、良好な森林環境を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
認定農業者数	人	128 (2009年度)	140
耕作放棄地の面積	m ²	794,230 (2009年度)	754,000
人工林における間伐等の整備施業面積	ha	80.3 (2009年度)	100.0

●施策の展開方向

①農業生産基盤と施設の整備

- 農業生産基盤である農道・農業用水路・ため池等の整備や優良農地確保のためのきめ細やかな土地基盤整備事業を推進します。
- 農業経営の発展・改善を目的に作業機械化による省力化及び低コストを図り、生産性の向上と農業の合理化を進めます。

②農業経営環境の向上

- 安定的な農業経営の実現のため経営改善計画の指導、認定農業者等育成、支援を図ります。
- 地域農業・農村を活性化するため、魅力と、やりがいのある農業経営の確立を図るため農業経営体への利用集積を図ります。

③新しい農業の展開

- 付加価値を高める地域農業特産品づくりやブランド化を推し進め、地域特産品の開発やインターネットを活用した直売所のネットワーク化を進め、販路拡大を図り地産地消を推進します。
- 将来の農業を担う効率的で、安定した経営体（担い手）を育成し基盤整備された圃場により、集約的な農業を展開しつつ優良農地を将来にわたり維持・保全を図ります。

④農村地域の活性化

- 農林業の振興策として農産物直売所を整備し、産地と消費者の交流と販路拡大を図ります。
- 地域の実情に即した経営の改善計画を指導し、農業経営に対する意欲向上を図ります。

⑤林業の振興

- 放置林による森林荒廃の防止を図るため造林、間伐等による森林整備の促進を図ります。
- 森林環境の保全及び森林を守り育てる意識を醸成し労働者雇用の確保を図ります。
- 国土保全や水源涵養※など、農林資源のもつ多面的で公益的な機能の充実を目指します。

●関係する市の条例・計画

◆農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

◆奈良市・月ヶ瀬・都祁農業振興地域整備計画

用語解説

※ 水源涵養：降った雨を一時貯留し水質の浄化や河川の流量安定をさせるなどの働き

基本施策 6-04	関係する基本方向	関係する重点戦略
商工・サービス	基本方向②	重点戦略3

●基本施策に含まれる施策

商工・サービス

基本施策 6-04

商工・サービス業の振興

施策 6-04-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 商業をとりまく環境は、郊外の大規模店舗の進出等に加え、技術革新や情報化の進展、消費者の少子・高齢化、消費者ニーズの多様化等があります。そういった状況の中で、中小企業の振興を図るために、商店街等に対しにぎわい振興事業・消費者の利便のための共同施設設置事業等への助成を行っています。
- デフレの継続、株安、円高、資源高等の懸念から景気回復がペースダウンしている中、中小企業の金融円滑化を図るために、その事業に必要な資金のあっせん融資を行っています。
- 奈良伝統工芸の技術・技法の継承のための後継者が減少しています。また技術の担い手も高齢化が進んでいます。

【課題】

- 郊外の大規模店舗に対抗して、市内中心地の小売店・商店街にいかに関消費者を呼び戻すかの方策を検討する必要があります。また、訪れた観光客に対して、市内での消費を促すような方策を検討する必要もあります。
- 中小企業者の金融円滑化を図るため、中小企業資金融資制度の資格要件の簡素化、指定金融機関の増加、融資枠の拡大等を含めた融資制度の充実が必要であります。
- 奈良の伝統工芸の継承・発展のために、後継者を育成するとともに、工芸品の販路拡大が必要です。

施策

6-04-01

商工・サービス業の振興

●施策の目標

国際化・情報化の進展、技術革新、消費者ニーズの多様化などの環境変化に対応できるように、商工・サービス業者を指導・支援し、商工・サービス業の振興と発展を目指します。

また、奈良時代から受け継がれてきた伝統工芸、伝統産業を次代に受け継ぐために、さまざまな施策を展開し、これらの振興と活性化を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
奈良市中小企業資金融資制度（事業設備資金） 融資件数	件	19（2009年度）	60
奈良伝統工芸後継者育成研修修了者数	人	2（2009年度）	8

●施策の展開方向

①商工業機能の充実

- 中小企業の金融の円滑化を図るために、その事業に必要な資金のあっせんを行っていますが、経済情勢の変化に応じて、中小企業の経営の近代化・合理化並びに安定化を図るため、融資制度を充実して、地域経済の発展及び振興に努めていきます。
- 商工業を取り巻く厳しい環境に対し、中心市街地活性化基本計画等により、商工業の振興を図っていきます。
- 既存の商業振興施設の運営手法を検討し、商店街の活性化とにぎわい創出のために、より効果的な新たな商業支援施設への転換を図ります。

②商工業者の経営の安定化

- 商店街の共同施設設置事業やイベント事業に対する支援に加え、商工関係団体の事業に対し指導・助言を行います。
- 地域産業の発展と雇用の創出を図るため、企業誘致に努めます。

③奈良工芸などの活性化

- 奈良の伝統工芸の継承・発展のために、後継者を育成するとともに、工芸品の販路拡大に努めます。

④人材の育成

- 中小企業の経営の近代化、合理化及び技術の向上を図るため、中小企業が行う人材育成に対し助成を行います。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市商業振興センター条例

◆奈良市中心市街地活性化基本計画

基本施策 6-05	関係する基本方向	関係する重点戦略
勤労者対策 (労働環境)	基本方向② 基本方向④	

●基本施策に含まれる施策

勤労者対策（労働環境）

基本施策 6-05

**勤労者福祉の向上・就労機
会の確保**

施策 6-05-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 中小企業勤労者に対する福祉共済事業を行っています。しかし、勤労者のための福利厚生施設の利用者数は減少傾向にあります。
- 団塊の世代が定年を迎えた現在、生きがいを求め、また生活の安定のために職を求める高年齢者が増えています。高齢化社会を迎え、高年齢者の就労問題は今後重要性を増すと考えられます。
- 非正規雇用労働者やフリーターなど、雇用形態が多様化するにつれ、若年者に対する雇用情勢が厳しくなっています。

【課題】

- 勤労者の福利厚生施設については、より多くの勤労者に利用してもらえるような事業の展開が必要です。
- より安定した高年齢者雇用のために、企業による高年齢者雇用の促進への取り組みが必要です。
- 若年者の安定した就労のための取り組みが必要です。

施策

6-05-01

勤労者福祉の向上・就労機会の確保

●施策の目標

中小企業の福利厚生支援と、勤労者総合福祉センターの活用により、勤労者が生き生きと働ける環境づくりを目指します。

また、高年齢者・若者に対する就労援助により、職を求める人たちが自分に合った仕事につける環境づくりを目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年
勤労者総合福祉センターの利用人数	人	66,622 (2009年)	67,000
(社)シルバー人材センターの会員数	人	2,005 (2009年)	2,400

●施策の展開方向

① 勤労者福祉の向上

- 勤労者総合福祉センターの各種教室の充実により、利用者の増大を図ります。

② 就労機会の確保

- 高年齢者の就業機会を確保するため、(社)シルバー人材センターの活動を支援します。
- 若者職業相談の充実により、若者の就職を促進し、職場定着を図ります。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市勤労者総合福祉センター条例

基本施策 6-06	関係する基本方向	関係する重点戦略
消費生活	基本方向② 基本方向④	

●基本施策に含まれる施策

消費生活

基本施策 6-06

消費者保護の推進

施策 6-06-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 消費者をとりまく社会経済環境の変化に伴って、高齢者を狙ったものをはじめとする消費者トラブルは複雑・巧妙・悪質化しています。それに伴い消費生活相談センターへの相談件数の増加や、助言から斡旋への移行など相談の質も変化し、解決の困難な事例が増えています。
- 「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するために、はかりの定期検査、立入検査を行い消費者保護に努めています。

【課題】

- 増加する相談に対して迅速、的確な処理を行うために、専門の消費生活相談員による相談業務の体制の充実が必要です。また出前消費生活講座などの開催により消費者被害の未然防止に努めることが必要です。
- 高齢者の消費者トラブルの増加への防止策として、啓発や見守り等による高齢者等の消費者被害の未然防止が必要です。
- 消費者に対する計量に関する啓発活動及び立入検査の適正な実施に努め、消費者保護のための積極的な取り組みを行うことが必要です。

施策

6-06-01

消費者保護の推進

●施策の目標

消費生活相談の充実と、出前消費生活講座の開催等による消費者意識の啓発を行い、市民の健全な消費生活の確保を目指します。

また、「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保することにより、計量取引の安全と秩序の維持に努めます。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
消費生活に関する年間相談件数	件	1,602 (2009年度)	1,500
出前消費生活講座年間受講者数	人	360 (2009年度)	400

●施策の展開方向

① 消費生活相談と情報提供の充実

- 複雑・巧妙・悪質化する消費者トラブルに対し、消費生活情報ネットワークシステムなどを通じた情報収集と、専門の消費生活相談員による相談の充実により、迅速、的確に対応します。

② 消費者意識の啓発

- 出前消費生活講座を開催し、消費者被害の未然防止（特に高齢者）に努めます。
- 消費生活関係パンフレット、チラシ等を配布し、消費者意識の啓発を推進します。

③ 適正な計量の実施の確保

- 「計量法」に基づく適正な計量の実施を確保し、計量取引の安全と秩序を維持するため、はかりの定期検査、立入検査を行うことにより消費者保護を図ります。

●関係する市の条例・計画

基本施策 7-01	関係する基本方向	関係する重点戦略
市政情報の発信・共有	基本方向① 基本方向② 基本方向③ 基本方向④ 基本方向⑤ 基本方向⑥	

●基本施策に含まれる施策

市政情報の発信・共有

基本施策 7-01

開かれた市政の推進

施策 7-01-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 市民の行政への関心が高まるなか、市政推進を図るため、行政情報の公開を進め、しみんだよりやホームページなどをはじめ、様々な広報手段を効果的に活用するなど、市政情報の発信を図っています。
- 多様化する市民ニーズを的確にとらえるため、ホームページ上へのご意見箱の設置や市長への手紙など様々な手法を通じて、市民の市政に対する意見の反映に努めています。
- 奈良市自治連合会との協働により、市の施策を積極的に市民に伝える「タウンミーティング」や、地域住民の声を聞き市政に反映させる「地域要望を聞く会」を実施しています。

【課題】

- 今後、さらに少子・高齢化が進み、社会の構造変化が進むなか、市政を推進していくには、行政だけでなく市民が市政に関心を持ち、理解を得て、市民や地域活動に関わる団体等と協働してまちづくりを推し進める必要があります。そのため、積極的な市政情報の発信と公開を進め、そして広聴機能を充実し、連携した総合的な機能を図ることが重要となってきます。

	2007 年度	2008 年度	2009 年度
ホームページアクセス 件数	874,090 件	969,597 件	1,055,776 件

施策 7-01-01	開かれた市政の推進
-----------------------------	---------------------------------------

●施策の目標

市民の市政に対する関心を高め、理解を深めてもらい、市政に積極的に参加してもらえるように、活発な広報活動を行い、幅広い広聴活動を実施するとともに、市政情報の公開と個人情報の保護を推進していきます。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値
			2015年度
ホームページのアクセス件数	件	1,055,776 (2009年度)	1,300,000

●施策の展開方向

①市政情報の提供

- より利用しやすいホームページにするため、レイアウトやジャンルの構成を見直します。
- しみんだよりをはじめ、幅広く広報媒体を利用し、きめ細かな情報提供を図ります。

②市政に対する提言、要望等の反映

- 市民ニーズを把握し市政に反映するため、ご意見箱メール、市長への手紙など広聴機能の充実を図ります。
- 市政の重要課題や案件について、各段階での情報を公開し、市民の意見を募り、市民参加を進めます。
- 奈良市自治連合会を核として自治会の活性化を促進し、住民の自治意識の向上を図ることにより、市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させる環境を整えます。
- 月ヶ瀬、都祁地域においては、新市建設計画を推進するため、まちづくり協議会の活動を通じて、市政に対する提言、要望等をまちづくりに反映させます。

③情報公開と個人情報保護

- 市民の知る権利を尊重し、積極的な情報の提供に努めるとともに、市の保有する情報の一層の公開を図り、公正で開かれた市政を推進していきます。
- 個人情報保護に対する意識向上を図り、その重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いにより、個人の権利利益の保護に努めます。

●関係する市の条例・計画

- | | |
|-------------|---------------|
| ◇奈良市情報公開条例 | ◇奈良市個人情報保護条例 |
| ◆奈良市行財政改革大綱 | ◆奈良市行財政改革実施計画 |

基本施策 7-02	関係する基本方向	関係する重点戦略
市民参画・協働	基本方向① 基本方向② 基本方向③ 基本方向④ 基本方向⑤ 基本方向⑥	

●基本施策に含まれる施策

市民参画・協働

基本施策 7-02

市民との協働による市政運営

施策 7-02-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 近年の社会を取り巻く状況の変化により市民ニーズは多様化し、地域では、さまざまな課題が出てきています。しかし、行政の力だけで、地域が抱えるこれらの課題を解決することは非常に困難になってきています。
- 本市は、奈良県立大学・奈良佐保短期大学と包括的な連携協定を結び、連携して地域の振興に取り組んでいます。

【課題】

- 「新しい公共」という考え方のもと、市民やボランティア・NPO等と行政とが協働して、住みよいまちづくりの実現のために取り組むことが必要となってきました。
- 大学の知的資源を地域全体の資源としてより活用していくためには、大学と積極的に交流し、大学の研究実態、課題等について認識を深め、より多くの大学と連携を図ることが必要です。

施策

7-02-01

市民との協働による市政運営

●施策の目標

市民、ボランティア、NPO、自治会といった市民公益活動団体など、様々な主体がお互いに努力し、連携協力して、市民参画と協働によるまちづくりの実現を目指します。また、奈良市と大学が包括的な連携のもと地域産業振興、教育・文化の発展、地域づくりなどの多様な分野において相互に協力することにより、地域の人材育成に寄与し、地域社会が持続的・安定的に発展することを目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値		目標値
				2015年度
審議会への公募委員の参画率	%	14.4	(2009年度)	25.0
協働事業の件数	件	68	(2010年度)	80
包括的連携校数	校	2	(2010年度)	3

●施策の展開方向

①市民参画及び協働の推進

- 審議会などへの市民参画を推進し、広く市民の意見を求め、市民の発案を施策に活かします。
- 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画を策定し、市民参画と協働による事業の推進を図ります。

②大学との連携

- 行政と大学との人的交流を図り、大学の研究成果や技術を地域の課題解決や政策決定に生かしていきます。
- 大学の地域社会に向けた教育活動を支援します。

●関係する市の条例・計画

◇奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

◆奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

基本施策 7-03	関係する基本方向	関係する重点戦略
情報化	基本方向① 基本方向② 基本方向③ 基本方向④ 基本方向⑤ 基本方向⑥	

●基本施策に含まれる施策

情報化

基本施策 7-03

情報化の推進

施策 7-03-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 情報システムの導入と運用が業務ごとに行われており、情報システム資源等が分散しているため有効活用が困難な状況になっています。
- 税業務、住民記録、国民健康保険等大量の定型処理を行う大型汎用コンピュータは、長年にわたり改修が繰り返されたことにより、システムの内容が複雑化しており、新たな機能の追加や法改正にともなう改修やコストの低廉化が困難になってきています。
- 施設予約、講座申込、申請届出がインターネットから行える汎用受付システムの利用者数が低迷しています。

【課題】

- IT ガバナンス※の強化により、庁内全体を見渡して管理する新たな体制を確立する必要があります。
- 業務の効率化のため、各業務の情報システム資源を共有化する必要があります。
- 大型汎用コンピュータについて、新たな技術の検討や費用対効果を踏まえ見直す必要があります。
- 汎用受付システムの利用を普及させるために、サービスを拡充していく必要があります。

用語解説

※ IT ガバナンス：組織体・共同体が IT を導入・活用するにあたり、目的と戦略を適切に設定し、その効果やリスクを測定・評価して、理想とする IT 活用を実現するメカニズムをその組織の中に確立すること。

施策 7-03-01	情報化の推進
---------------	------------------------------------

●施策の目標			
ＩＣＴの利活用による市民サービスの向上と、情報システムの最適化による行財政改革を推進します。			
●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015 年度
電子申請の申請数(職員採用試験申込数を除く)	件	1,678 (2009 年度)	3,000
施設予約のオンライン申込数	件	190,000 (2009 年度)	200,000

●施策の展開方向
①電子自治体の推進 ● 「地域情報化」と「行政情報化」に対して総合的に取り組みます。 ● 情報通信基盤の利活用を推進します。 ● 利用者の視点に立ったＩＣＴ※を推進します。
②ＩＴガバナンスの推進 ● ＩＴガバナンスの強化により庁内全体を見渡して管理する新たな体制を確立します。 ● 情報システムを有効に活用するための人材を育成します。 ● 情報セキュリティ対策について、技術面、物理面、運用面それぞれから強化を図ります。

●関係する市の条例・計画
◆奈良市情報化推進計画基本計画 ◆奈良市行財政改革大綱 ◆奈良市行財政改革実施計画

用語解説

※ ＩＣＴ：《 information and communication technology 》情報通信技術。

基本施策 7-04	関係する基本方向	関係する重点戦略
行財政運営	基本方向① 基本方向② 基本方向③ 基本方向④ 基本方向⑤ 基本方向⑥	

●基本施策に含まれる施策

行財政運営

基本施策 7-04

効率的な行財政運営

施策 7-04-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 時代の要請、課題への対応が遅れている組織があり、見直しを検討しています。
- 行政評価、事業仕分けを通して事務事業の見直しを進めています。
- 外郭団体はそれぞれの設立目的に従って事業を行ってきましたが、指定管理者制度の導入、公益法人制度への対応など、社会経済環境の変化に対応することが求められています。
- 雇用形態の多様化、少子・高齢化の進行等により税収等の歳入の伸びが見込めない中、社会保障費などの義務的経費や市民ニーズの多様化による財政需要の増大が見込まれ、厳しい財政運営が続いています。

【課題】

- 市民が求める行政サービスに体系的に応じることのできる組織体制を構築する必要があります。
- 行政経営資源を有効に活用し、かつ官民の役割分担を見据えた事務事業の再編整理が求められています。
- 外郭団体の経営状況の把握と社会経済状況を踏まえ、団体のあり方について根本的に検討する必要があります。
- 限られた財源の中で、多様化する市民のニーズに対応し、将来に過度の負担を残すことなくいかに効率的・効果的な行財政運営ができるかが課題となっています。

施策

7-04-01

効率的な行財政運営

●施策の目標

これまでの行財政運営の発想を転換していくため、新しいやり方や民間の知恵や力を取り入れるとともに、限られた行政経営資源を有効に活用し、効果が最適で最大となる行財政運営を進めます。また、市民の目線と感覚やコスト意識を持ち、将来に向けて必要な投資が可能な安定した健全な財政基盤を確立し、効率的な行財政運営を目指します。

●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値		目標値
				2015年度
職員数（4月1日現在）	人	3,066	（2010年度）	3,000
指定管理者制度において公募している施設数 （4月1日現在）	箇所	24	（2010年度）	40

●施策の展開方向

① 健全な財政運営

- 財源確保への取組みを強化し、財政基盤の安定化を図ります。
- 市民に真に必要な施策に重点的・効果的な予算配分を行います。
- 市債の発行を抑制し、後年度負担の軽減に努めます。

② 行政改革の推進

- 市民本位の簡素で効率的な組織機構を形成します。
- 民間活力の導入も含めた行政サービス（事務事業）の質の向上とコストの削減を図ります。
- 外郭団体の経営健全化を進めるため、団体の公益性、設立趣旨を踏まえ、整理・統合・経営改善を進めます。
- 高い能力と資質をもった人材を確保し、職員の能力を最大限に活用するために、適材適所の人事配置を行い、簡素で効率的な行政運営を図ります。

●関係する市の条例・計画

◆奈良市行財政改革大綱 ◆奈良市行財政改革実施計画 ◆奈良市定員適正化計画

基本施策 7-05	関係する基本方向	関係する重点戦略
広域行政	基本方向① 基本方向② 基本方向③ 基本方向④ 基本方向⑤ 基本方向⑥	

●基本施策に含まれる施策

広域行政

基本施策 7-05

広域行政の推進

施策 7-05-01

●施策をとりまく現状と課題

【現状】

- 市民の日常生活圏の拡大に伴い、行政が担う業務が広域化しています。

【課題】

- 様々な分野において広域的な視点から効率的な市民サービスの提供が必要です。
- 関係市町村が広域的な行政を行うことにより、総合的に判断して、効率的に市民サービスを提供できるかを検討することが必要です。

施策 7-05-01	広域行政の推進
---------------	---------

●施策の目標			
広域行政の強化により、多様なニーズに対応した市民サービスの提供と事務事業の効率化を目指します。			
●目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
広域行政で実施している事務事業数	件	6 (2010年度)	6
●施策の展開方向			
① 周辺市町村との連携			
し尿処理、住宅新築資金等貸付金の回収など、広域連合・一部事務組合を結成し事業の効率化を図るとともに、広域的な課題について調査・研究を進めます。			
●関係する市の条例・計画			